

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案第85号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	加納博明	企画部長	山本康義
総務部長	久野秋広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚橋正則
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
調整監	宇野真也	環境水道部長	矢野隆博
教育次長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
監査委員 事務局長	西村陽子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） 足元の悪い中、早朝より傍聴にお越しをいただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。1件報告します。

本市市長から、議案第85号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○11番（杉原克巳君） おはようございます。

議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

本日は、早朝よりお足元の悪い中、また師走の御多忙の中、本年最後の定例会の一般質問に傍聴賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染発症によりまして、3月の議会が通常どおり定例会を開催できなかったということをおわびを申し上げます。いまだ新型コロナウイルス感染症も第3波に突入しまして、先週の後半では全国で感染者が3,000名を超すというようなことになりまして、本市におきましても昨日現在、44名の方が感染者になっておるといふようなことで、一向にとどまる気配がなく、拡大の様相を呈しておるのが現状であるのではないかというふうな推測をいたしております。今後とも十分に健康には御自愛をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、これから質問をさせていただくわけですが、今回は大きなテーマといたしまして、2つのテーマに絞りまして質問をさせていただきます。

1件目は、行政改革と令和3年度の財政収支見通しにつきましてでございます。

内容につきましては4つの柱でございまして、1つは来年度の本市の一部組織改正の編成につきまして質問をさせていただきます。2つ目には事業といたしまして、社会整備事業についてのことにつきまして質問をさせていただきます。3つ目には、行政のデジタル化の推進につきまして質問をいたします。最後には、今日またお手元に資料を配付させていただきましたけれども、来年度の予算におきまして、歳入と歳出の基幹費目というんですか、影響力の大きい費目につきまして、財政のほうの見方というものにつきまして質問をさせていただきます。

そうしまして、2つ目の大きな柱でございまして、東洋経済新報社が出しております住みよさランキングというのが、これは毎年発行されております。その県内21市の表を、またこれは皆様方に事前にお渡しをさせていただきますが、その資料を基にしまして、本市の今後の住み方ということにつきまして執行部のほうにお尋ねをするというようなことで、大きな柱はこの2つにつきまして、これから質問席に戻りまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、最初の質問でございまして、今後の行政改革と、そうしまして来年度の財政見通しにつきまして質問をさせていただきます。

まず、社会環境を私なりに整理をいたしますと、国ベースで見ますと、第2次安倍政権は2012年12月26日に発足しまして、この9月16日の長期政権を終えまして、新たに現在の菅政権が誕生いたしましたわけでございます。既に御承知のように、菅内閣の看板政策といたしましては行政のデジタル化、そのために来年の9月にデジタル庁を発足するということが新聞紙上で私も情報としていただいておりますが、加えまして行政改革と、そうしまして3つ目には霞が関改革をするというようなことを菅政権の大きな柱で述べておられます。

また、3つの改革課題の一つといたしまして、1つには生産性向上のための改革と、そして2つ目には雇用・社会保障政策の改革と、そして3つ目には霞が関改革を打ち出しておられます。さらに、国においては経済社会において、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら経済を内需主導で成長軌道に戻すとともに、感染症拡大により浮き彫りになった課題やリスクを克服し、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すとも述べておられます。しかしながら、新型コロナウイルスの感染症は、もう皆様方御承知のように、11月に入り、以前に増して強力な第3波の襲撃を受けまして、未曾有の状態となっております。今日でございます。

この社会情勢において令和3年度の財政状況を推測すると、歳入面では多額の収入源であります市民税は、新型コロナウイルスの感染症の長期化により、企業の収益の減少や消費活動の自粛が続く上に個人所得も減少することなどから、令和2年度の当初予算額を大幅に下回るものと推測をされます。他方、歳出面におきましては、介護・医療、児童関係などに関わる社会保障経費の増額が見込まれ、義務的経費の増加を考慮せねばならないと思われま

以上のことから、令和3年度は今後の感染状況により、さらなる減収や追加の財政需要が見込まれるため、財政は非常に厳しい状況下にあると言わざるを得ないと考えます。

それでは4つの視点から、行政、財政について質問をさせていただきます。

1つには、先ほど言いました組織改編につきまして、2つ目には社会整備事業への積極的投資について、3つに行政のデジタル化について、4つには令和3年度の財政運営の取組ということで、これから質問に入りたいと思っておるようなわけでございます。

では最初に、組織の見直しについてお伺いをいたします。

先日、総括質疑で令和3年度の組織改革案について、私のほかに関谷議員と棚橋議員からも質問がございました。再度、私のほうから2点、質問をさせていただきます。

最初に、秘書室の新設の目的でございますが、この間も総括質疑のときにお話をさせていただきましたが、市長のトップマネジメントを支えるサポート機能の充実及び体制の強化を図ることが定義づけられておられますが、さらに先日、総務部長から部署間との政策調整機能の一部もあるというようなお話がございました。この政策調整機能といいますのは、これはなかなか言葉で言うのはたやすいですけど、なかなかこれは難しい事案でございまして、このコーディネーター機能といいますのは、先日もお話がございましたように、組織の長が総括課長補佐さんがやられるということでございます。一般的に言いまして、こういう機能というものが、非常に先ほどから何回もくどいようで言いますが、難しゅうございます。ですから私は、その職位の方で、本当に果たしてこういう調整機能ができるかなあと、役目が重過ぎるのじゃないかなあという感じをしておるわけでございますが、そこら辺のまず最初の質問でございますが、そういう不安というものはないですか、総務部長にお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 皆様、おはようございます。

ただいまの杉原議員さんの来年度4月からの組織改編における秘書室についての御質問でございますが、この秘書室でございます。現在は、秘書業務というものが秘書と運転手の2名体制となっておりますが、議員の説明されたとおり、来年の4月から市長、副市長のトップマネジメントとしての政策調整、さらには危機管理機能の強化を図るため、その連絡調整体制として新たに秘書室を設置するということでございます。業務としては、これまでの市長、副市長のスケジュール管理に加え、政策調整及び進捗管理などトップマネジメント機能のサポート業務、そういったことを予定しております。

さらに、その中では室長を設けて、そうした市長のサポート体制というのを各部局との調整機能というのを図りたく、来年の4月から秘書室ということで改編をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） 先回の総括質疑と同じような質問の内容で、お答えも同じようなことなんでございますけど、私は特に強調しておりますのは、例えば市長がこういう大きな事業を考えておるんだということで、そういうことを、例えばそれは実際執行をやるのは各部署でやるわけなんです。そこら辺の本当にそういう調整機能というのが、そのクラスの方で果たして各部長との意思疎通が図れるかなあということ、老婆心ながらちょっと心配だったもので今質問させていただきましたんですけど、総務部長からはそこから一步も出ないような御返事でございましたもので、そこら辺はまたよく市長と御相談をしていただきまして、組織をつくって人を配置するということは、なかなか途中から変更ということは難しゅうございます。ですから、そこら辺は慎重にやっていただきたいなあということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

そうしまして、これもちょっと私、市民部長に事前にちょっと通告しておりませんが、債権管理のことなんですけど、先般、関谷議員から質問されましたもので、その職務はよく分かっております。それで、要は結論的に、要するにそういう現象が発生して、それ以後に債権管理室が出番になるということで、具体的には督促状の発送とか、財産調査とか、滞納処分とか、それから執行の停止とか、時効管理とか、不納欠損までの債権の解決まで行うということで、これは先日もお話ございましたんですけど、ちょっと債権管理室という名称が市民の方には違和感があるんじゃないかという御質問もありましたんですけど、私もそう思うんですけど。

やることは本当にそういうことであれなんですけど、ただ私心配しておるのは、こういう業務を任せられました職員の方が、性格によっては結構精神的な負担もかかると思うんですよね。大きいと思うんですよね。そういうことで、例えばセクションを設けてやるということになりますと、やはりこれは金銭的なものが問題になってくるわけなんです。そういうときに、例えば実際運用の段階に入りまして金額がこのくらい発生するよといったときに、そういう担当者に、例えば予算枠にこれだけという目標設定をされて、その担当者にそういうことを任務として任せられるのかどうかということですね、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思っておるわけなんですけど、市民部長、よろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） 通告に沿った質問のほうを優先させていただいたほうがいいと思いますが、通告に沿った順番にお願いをしたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） 突然のことでちょっと戸惑いがあったと思いますが、私も帰りまして、どういことが問題になるかなあということで、そうなった場合、自分が当事者だった場合に、果たしてそういう業務というのできるかなあということで、そこら辺までもよく考え

られましてそういう組織をつくられたのかなあということをお聞きしたいなあと思ひまして、ちょっと質問に追加ということでさせていただきました。お答えができなければ、それはそれで結構でございます。

そして、次に、これは事前通告しておりますからあれですけど、市長が先回、私は9月のときに企業誘致の問題で質問させていただきました、新しく企業誘致をする場合に、やはりもう商工農政、何課だったかな、私もちょっとあれですけど、あまり長いもんで忘れたんですけど、観光課ですか、の中に入れておくのはいかがなものかなあということで、これはひとつ企業誘致課、そこから抜いて、今の組織と同じように、例えばその課の中で一つ、室でもいいんですけど、そういう組織をつくって専任体制をつくられたらどうですかということでお話しさせていただきましたときに、市長から、これは前向きに考えますよというお話を実は9月の一般質問のときにいただいております。ですから、そこら辺、市長のお考えがどうかということをお聞きしたいと思っておるわけですけど、市長のほうからよろしく願ひします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの議員の御質問でございますが、さきの議会において議員より御指摘いただいた企業誘致活動のための組織化の件でございますが、企業誘致については、市としても総合計画の基本計画、商工業分野において目標指標を設定し、推進を図っているというところでございます。これまでもですが、商工農政観光課の事業として、企業誘致として可能な適地を調査したり、その事業整備手法の検討を行ってきた、そういった経緯もございます。

さらに、企業誘致については、土地の確保に加えて道路などインフラ整備も必要となることから、同じ都市整備部内で進めてきたというところもございます。

現段階ではこれまでどおり、商工農政観光課にて継続して進めていきたいと考えております。ただ、議員の指摘のとおり、企業誘致というものは、市の将来を見据え、市の将来を形づくる、そういった重要なセクションとなります。今回の組織改編では、企業誘致に関しては残念ながら盛り込んでございませんが、今後の企業誘致における部署の在り方については、現在の市の現状を踏まえながら、市長をはじめ関係する部長とも十分な研究と協議を重ねる必要があると考えております。その点については、今後も議員の積極的な御意見、御指導を賜りたいと存じますので、どうぞよろしく願ひしたいと思ひます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 先回も都市整備部長から、私、現状で何社ほどの打診がありますかということをお聞きしたけど、3社ほどありますというお話がございましたですね。ということは、本市において、こういう環境下においてもそういう企業から打診があるということは、潜

在的にニーズがあるということなんですよね。ですから、これもタイミングの問題なんですよ。ですから、僕はそこら辺を認識していただかないと、まだ先送りのことをやっておって、果たして今後の環境下がいつまでも続くというような状況ではなかなかならないと思うんですね。

ですから、やはりその現状の環境に対応した組織づくり、要するに柔軟的な組織づくり、行政としたらどういう方向づけをするんだと、瑞穂市にとってどういうことが大事だと、そういうプライオリティーを決めて実際に活動していただかないと、私は、なかなかこういう企業誘致というものは難しいというふうに、特に北方町の例もまた後ほどお話をさせていただくわけなんですけど、ですから、やはり本巢市におきましても山口市にしましても、今どこの自治体も一生懸命今企業誘致をやっておられるんですよ。ですから瑞穂市だけがそういう専任体制を確保せずにやっていければ、それはそれでこしたことはないんですけど、私は世の中はそんなに甘くはないというふうに感じておるようなわけでございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、2つ目には社会整備事業への積極的な投資につきまして質問をさせていただきます。

森市長は市長に就任されまして、令和3年度は4年任期の折り返しの時期になってきております。マニフェストで表明されておられます事業推進の意欲は理解できますが、3年度に取り組む事業が市長としてございましたら、ひとつここでお示しいただきたいというふうに思っているわけなんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの議員の質問でございますが、市長のマニフェストにおける令和3年度の事業ということでございますが、ただいま新年度の予算編成につきましては、各部署からの事業ヒアリング、さらには概算要求が終わって、現在各部署と予算査定に入ったばかりですので、不確定な要素が多いことをまず前段として御理解いただき、お答えをさせていただきます。

それでは、現段階での事業ヒアリングで聴取している事業の中から来年度の市長のマニフェストの取組事業について一部紹介をさせていただきますが、まず令和3年度の市長のマニフェストにおける取組事業としては、本会議でも提案させていただきましたが、来年度4月からの健康福祉部内の新たに設置する子ども支援課で取り組む子育て支援のワンストップサービス事業となります。この子育て支援のワンストップサービス事業の取組としては、児童福祉法による新たな子ども家庭総合支援拠点を設置して、既に設置しております子育て世代包括支援センターと一体的な運用を図り、妊娠期から切れ目のない支援事業に取り組む、そういった事業となっております。

次に、市長のマニフェストにおける循環型の地域振興券発行事業を、今年度コロナウイルス感染症対応事業として実施した地域振興券発行事業、これらを足がかりに、令和3年度以降に



こういった事業展開ができればと考えております。

そのほか市長のマニフェスト事業については、令和元年度から実施している事業として水路転落防止柵の設置とか、ブロック塀撤去費補助事業などのハード事業、また健康ポイント事業、脳ドック助成事業などのソフト事業についても引き続き継続して進めていきたいと考えています。

議員御指摘のバランスの取れた事業の推進については、今年度予算でハード・ソフト共に市長のマニフェスト事業にかなり取り組んでおります。1年を経過し、そういった事業の実績を分析し、来年度の予算編成にも生かしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。ぜひとも積極的に推進をしていただきたいと思っております。

私は、この項目として、社会整備事業に積極的な投資をお願いしますということを申しあげましたのは、本市を取り巻くこの近隣自治体の動向を見ておりますと、社会資本整備に積極的に財政出動を執行されて、皆様方も感じておられると思います。本市は、特に私は本巢市のほうへよく行くわけですが、本巢市以外におきましても他市町に比べまして、残念ながら道路整備事業というものが非常に遅れておるということを私は実感いたしておるようなわけでございます。中でも産業道路の整備ということに、もっと積極的に取り組んでいただきたいと思っておるようなわけでございます。

過日、議員有志で令和3年度の予算要望書を提出させていただきました。その要望の内容は、市長ももうお手元に資料がございますから御承知かと思えますけど、道路関連整備事業が大半となっております。その折、市長より、やらなければならないものは着実に進める方針で検討するという前向きのお言葉を頂戴いたしております。

そこで、要望提出事項の中で、私が要望項目の一つとして市道の延伸、新設を要望させていただきました。その場所はどこかといいますと、重里地域の市道、東西8-4号線の道路が市道の南北、北五六橋西交差点より北方向8-1259号線の丁字路の北方向への道路の延伸でございます。これは何号線何号線とって、皆さんにとっては分かりませんが、これはどういうことかといいますと、北でいきますと、本巢市のおんさい広場の東側の道路に直進をするということで、それを重里のところから北五六橋西から真っすぐに北へ、距離的にはそんなにございませんけど、そこへアクセスをしてもらうということでございます。

これを新設延伸をしてもらいますと、これは県道53号線、要するに岐阜・関ヶ原線のあれですよね、今4車線の道路にアクセスができるということで、この新設の目的はということか

といいますと、今、工場誘致で十七条と十八条に27.6ヘクタールの工場誘致を行政のほうから一応指定をしていただいております。その工場誘致の積極的なサポートになるんじゃないかなということで提案をさせていただいておりますが、執行部のお考えをひとつここで御披露いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 具体的に事前の通告がございませんでしたので、お答えするというのは大変難しいんですが、今、杉原議員がおっしゃいました道路につきまして、要は本巢市と瑞穂市を南北に縦貫する道路といった意味での整備であろうかというふうに思っております。おっしゃられますように、具体的に言いますと、もう本巢市も新庁舎を建設する場所というところも表明しております。そこから南へ下っていきますと、今おっしゃいました岐阜・関ヶ原線の交差点、それから今言ったおんさい広場といったところにタッチするわけですね。そういう意味で、本巢市、瑞穂市との南北につながる道路といった意味で、御提案としては検討の中にまた入れていきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） あれ、私、通告書に書いておいたと思っておるんですけど、ごめんなさい、通告書を持ってきていないもので、ちょっと分かりませんが。

私は、市長にお答えいただけるということで、先日もそういう要望書を具体的にどこの道路だということを申し上げておきましたもので、市長の頭の中に入っておるということで、市長から御答弁いただけるということで質問させていただきました。どうも大変失礼いたしました。

時間の関係もありますけど、次に3つ目に、行政内のデジタル化の推進についてお尋ねをいたします。

過日、新聞紙上に各務原市は、市単独事業で750ある手続のうち450事業で印鑑の押印をやめるということを求めておるような記事も載っておりました。それで、我々、このデジタル化といいますと、なかなか専門的なことで私もよく分かりませんが、一般的にペーパーレスとか、それから判こレスとか、キャッシュレスとか、いろいろなことがございますけど、行政も当然、政府のほうも、それが先ほど言いましたようにデジタル化ということで推進をするということでございますから、行政のほうも今一生懸命やっておられると思っておりますけど、それで、4つの部署のほうに事前に通告をいたしておりますけど、この大きなメリットとあるような事柄につきまして、こういうことを今、実は検討しておるし、実はもうやっておるというようなことがございましたら、総務部と市民部、教育委員会、そうしまして健康福祉部の4つの部長さんのほうからお答えをいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの議員の質問ですが、4つの部をまとめて私のほう、総務部のほうから紹介をさせていただきたいと思っておりますので、その点よろしく申し上げます。

瑞穂市のデジタルトランスフォーメーションによる業務の効率化、省力化を行っている事例の一部として、まず職員の勤務状況などを管理する庶務事務システムという、こういったものがございます。これについてちょっと紹介させていただくんですが、このシステムは、職員の出勤管理、さらには時間外勤務命令、休暇申請などを自席のパソコンを使って電子的に命令や上司の承認、さらには決裁などを処理する、そういったシステムでございます。このシステムにより、紙の削減とか決裁事務などの簡素化ができております。また、時間外の集計や休暇取得など、職員の勤務状況の把握や管理業務の効率化が図られているということで、今回紹介をさせていただきます。

そのほか、市のデジタルトランスフォーメーションによる取組事例としては、ウェブ検診予約システムや施設予約システム、そういったものがございます。これらのシステムは、市民の方がいつでもどこでもスマホやパソコンで検診や施設の予約ができるというもので、それによる職員等の電話等での受付とか管理業務の省力化ができていているということでございます。

それでは、今後、市として今後のデジタルトランスフォーメーションの動向について少しお話をさせていただきますが、現在岐阜県でこのデジタル化によるサービス向上や各分野の生産性向上を目指すため、行政手続の見直しやデジタル化施策の検討が行われておりまして、岐阜県のほうでデジタルトランスフォーメーション推進計画、こちらの策定が進められております。その一つに、人工知能（AI）が対話形式で市民の質問等に回答するAIチャットボットという、そういうシステムが開発されております。瑞穂市も、この県のAIチャットボットを来年度に導入していくことを決めさせていただきました。

このAIチャットボットは、あらゆる行政への問合せなどをスマホやパソコンで24時間365日対応が可能とするもので、問合せ対応の一次切り分け（交通整理）をこの人工知能（AI）に置き換えることで、職員の電話等市民対応、時間の圧縮ができ、事務の効率化が図られることを今期待しているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、国も県もデジタルトランスフォーメーションを積極的にやるということで、国のほうも予算をつけて、来年の9月にはデジタル庁という組織も発足するということから、国のほうからもそういうことで強い協力要請もあるかと思っておりますけど、ひとつ推進をしていただきますということですね。要するに、職場内の合理化を強力に推進するという意味からにおきまして、ぜひ実行していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、時間の関係で、もうあと18分ほどしかございませんから、次に4番目の令和3年度の財政見通しということで、ひとつ総務部長にまたお答えをいただきたいと思っているようなわけでございます。

先般、国のほうも地方交付税が9月23日には地方交付税は20年度予算比で4,000億円少ない16兆2,000億にするという方針を固めた。あわせまして、それに伴います地方交付税と一体で考えております臨時財政対策債も、これも実際赤字地方債なんでございますけど、これが3兆7,000億円を増やしまして6兆8,000億円にするということで、地方交付税はなかなか、もう国のほうも税収が少ないもので、市のほうでそれを赤字起債を発行して、要するに基準財政収入額と基準財政需要額のバランスを図ってくださいというようなお話がございました。

では具体的に、じゃあ瑞穂市の来年度の要するに基幹収入でございます地方税、地方交付税、今回いろいろな費目もお答えを願いたいということで準備をしていただいたと思っておりますけど、私の質問のまずさから、ちょっと時間的な制約もございまして、我々が一番関心を持っておりますのは、地方税と地方交付税ですよね。そうしまして、あと財政調整基金の残高ですね、この3点ぐらいに絞りました総務部長からお答えをいただきたい。

そうしまして、総額の一般予算、来年度の総額予算はどのぐらいの規模を考えておられるかということ、この4点をちょっとお答え願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ちょっとお答えの前にちょっと質問。今日、皆さんにお配りしております資料、この場で今これから総務部長にお答えをしていただきますから、その資料をちょっと目にさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。すみません。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今議員の御質問のありました、市税、地方交付税、さらには財政調整基金の残高ということでの御質問に対してお答えをさせていただきますが、各費目の令和3年度の見通しについては、繰り返しになりますが、予算査定の段階でございます。現在把握している状況で御説明をさせていただくこととなりますので御了承願います。

まず市民税については、令和元年10月からの法人税割の減額の影響、さらにはコロナウイルス感染症による経済の停滞により、一応は減収見込みとさせていただいております。また、固定資産税についても令和3年度は3年に1度の評価替えの年となり、下落率の影響を受ける見込みとしております。

次に、地方交付税については、現段階で国の総務省の概算要求の状態でございますが、その

総務省の概算要求における地方財政収支の仮試算として、毎年度比伸び率でマイナス2.4%となっております。先ほどの杉原議員の説明にあったとおりでございますが、本市においてもこの地方交付税は、国の仮試算に基づき来年度は減になると見込んでおります。ただし、この総務省の地方財政計画における一般財源、地方財政の一般財源の水準においては、臨時財政対策債の発行可能額を増額することで、一般財源全体としては0.6%の増と総務省のほうは仮試算をしている。つまり、総務省としては昨年度と同水準、地方財政における一般財源について前年度と同水準を保つということになっております。そういった中で、歳入全般としては本市においても令和2年度と同程度となると、そういった見込みをしておりますので、よろしくお願ひします。

あと財政調整基金でございますが、今現在、12月の今回提案させている予算を反映させますと、残額は約20億という状態でございますのでよろしくお願ひします。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、地方議会が瑞穂市が一番遅いようなことで、私も新聞紙上で読んでおりますと、各市町は要するに固定資産税は3年の見直しで、来年度は政府のほうで固定資産税は下がる分は下げておいて、その下がる金額にして前年度並みということで、財政当局は、非常に固定資産税の収入は、要するに鍋に入れておいたけどなかなか難しいよというようなこととお話をされておられますし、それから一般の市民税に関しましても、こういう雇用環境におきまして本当に前年並みの収入が見込めるかどうかということで、これも非常に不確定要素があるということで、逆に言いますと、固定資産税というものは試算が私はある程度できると思うんですね、データがございますから。ですからそういうことで、もう少し突っ込んだ、要するに金額がこのぐらいで地方税は固定資産税と、それから市民税でこのぐらいの金額がありますよと。先回は、前年度は70億前後だったですかね、私もちょっとデータをここに持っておりませんが、そのぐらいの基礎的な財源があったわけなんですけど、そこら辺、具体的な数字を教えていただければよかったなと思っているわけでございますけど。

地方交付税に関しましても、今部長のほうからも臨時財政対策債のほうで補わなくてはならないというようなことで、これもまた赤字国債、これも考え方なんですけど、私はこれはもう借金だというふうに捉えておるようなわけでございますけど、翌年度の地方交付税のときにその分は、臨時財政対策債といいますのは、それは需要額に入れていいよというような計算方式にはなっておるわけなんですけど、私はこれは根本的な赤字だと、赤字地方債だと、赤字起債だというふうに私は考えておるようなわけでございますけど、そこら辺も部長のほうでいろいろお考えになっておられると思いますけど。

また、財政調整基金も20億というような金額ということをお聞きしまして、私もこれは要す

るに瑞穂市の剰余金でございまして、そこまであれば大変結構だなあと。ほかの市町では、もう事業をやるにも事業ができないよと、もう枯渇してしまって何もありませんよというような状況で、瑞穂市はまだ年度末には20億の残高を確保できるということで、そういうことで私は安心はしておるようなわけでございますけど、とにかく緊縮財政で収支のバランスということをよく考えていただきまして、要するにツケを後に残さないように収支のバランスということを考えて当然やっておられると思いますけど、ぜひともそこら辺は実行していただきたいというふうに思っておるようなわけでございます。

最後の質問でございますけど、魅力あるまちづくりということで移らせていただきます。

これは資料等をお配りしておりますけど、県内の住みよさランキングの一覧表を皆様方に資料としてお渡ししておりますから、それを見ていただきたいと思います。

この住みよさランキングといいますのは、これは全国各都市の都市力を様々な分野の方式統計を用いて算出したもので、内容的には一番上の項目でございますけど、安心度、利便度、快適度、富裕度の4つのカテゴリーに分類をしまして、おのおのランクづけ、総合評価をしたものでございます。これは東洋経済新報社が毎年発行しております、これは1993年から発行しておるようなことで、各自治体も非常に皆さん関心を持って見ておられるような大変有効な資料であるというふうに思っております。

これは市を対象にしております、全国ありますが、792市と、それから東京の千代田区、中央区、港区を除いた特別区23区を含めた812の市区を対象としておるようなわけでございます。そこで、私、そのデータを基にしまして、ちょっと県内の市の21市の順位づけということで、2018年度と2019年度の2年間にわたりまして順位表を作成させていただきました。

そこで質問をさせていただきますが、本市の順位といいますのは、まず総合順位でいいますと、瑞穂市は2018年が総合評価では18位でありましたのが、2019年は12位ということで6ランク上がりまして、まだ21市中12位ですから、要するに真ん中ら辺の位置におるといようなわけでございますが、ここで事前通告をしておりますが、この順位6つ上げましたその要因ですね、そこら辺をもしお分かり、どういう要因だったということを知りましたら、これは誰に質問をお答えしていただいたらいいんですか。企画部長ですか、誰ですかね。じゃあよろしくをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

今、東洋経済新報社の都市データパックに関する御質問であります。

このデータパックなんですけれども、この内閣府の地域経済分析システムのRESASというものから分析させていただいて、こちらは東洋経済新報社さんの見方ということがありますので、内閣府が出しているそのRESASという地域経済分析システムというものからまた分

析しながら、その指標を比較させてもらって回答させていただきたいと思います。

人口当たりの小売販売額とか大規模小売店舗面積については、当市に大型商業施設がなくても近隣の市にあれば利便度は落ちないという今回改正があったんですね。その改正がありまして、以前は大規模小売店舗が市内にないとランキングが落ちるという状況だったんですが、瑞穂市を取り巻く市に大規模小売店舗というのがあるということで、その見方が変わったということでランクを上げているということもあります。

ただ、瑞穂市としましては、小売店舗の減少によって小売販売額というのものもあるんですけども、それが減少しているんですね。従来からある市内にあるお店が大変減っているということで小売販売額というものは下がっているということです。これが減少しておりますので、その下げる要因なんですけれども、見方が変わりました、近隣に大きな店があれば利便性が上がるというのがぐぐっと来たもので、上がったという状況だと見ております。

また、快適度という指標もあります。この快適度の算出指標に水道料金というのがあるんですけども、瑞穂市の場合は1か月の水道料金が安価であるということで、非常に全国的な24位というすごい数字を出しているわけなんです。ただ、これも大きなランキングを上げた要因となっておりますが、ただ昨今、いろんな自治体もそうですが、設備等の老朽化が入ってくるんですね。ですから、これに適合している料金帯かどうかということは、今後は見直していく必要が出てくるのではないかなというふうには見ております。

さらに加えて、富裕度についてでございます。前回分析に使用しておりました持家世帯比率というのが削除されたんです。またいろいろとやっぱり、今まで一戸建てを建てて、ニューファミリーを持ってというのが夢ですけども、最近それが削除されましたということで、借家住まいでもいいんじゃないかというのが全国的な考え方になってきた。また移動して住まわれる方も増えてきたということで、その指標が変わってきています。住宅地の住宅平均地価とか、1住宅当たりの延べ床面積というのを指標としてもあるんですけども、地価が割と安価ということとか、戸建てが建てられ住居の面積も多く取れるという瑞穂市にはメリットがあると思います。その点で、富裕度が県内順位が16位から6位まで押し上げていったという一つの要因ではないかなというふうに見ております。

このような関係で、利便度と富裕度というところが、また快適度というのも向上によって、総合評価の岐阜県内の順位が18位から12位まで上がったのではないかなというふうに見ているところでございます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございました。

この東洋経済新報社のほかにも、大手の住宅メーカーのほうもまちの住み心地ランキングと

か、また物議を醸しました、あるマーケティング研究所が都道府県別魅力度ランキングというのも出しまして、栃木県の知事さんがいろんなクレームをつけられましたということで、要するに地方の都市も、それから首長さんも、非常に今、こういういろんなシンクタンクとか、こういう調査会社の出しておられますデータというものに非常に神経を使っておられます。そういう意味から、瑞穂市も今、企画部長のほうからもお話がございましたように、この東洋経済新報社の値、地位も18位から12位に上がってきたということで、もっと上の5位とか1番というような、これはなかなか難しいと思いますけど、そういうことで、このまちづくりということを実際に考えていただくということも、皆さんこれから地方の時代ということで、政府の西村大臣も、これからは地方の時代ということで12月1日にも記者会見で述べておられますようなことのでございますから、ひとつここら辺も常に念頭に置いて、まちづくりということを今後精進していただきたいということで、時間も参りましたもので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

質問事項、大きく3つ。1つ、みずほバス再編・高齢者の外出支援対策について。2. 河川情報カメラ、水位計の設置について。3. 安心・安全なまちづくりについて、一般質問を質問席より行います。

初めに、みずほバス再編についてお尋ねします。

令和3年4月からみずほバス再編が行われますが、具体的にどのような再編内容でしょうか、お尋ねいたします。

みずほバス再編に向けてのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。また、市民からどのような要望・意見が出ておりますでしょうか。みずほバス再編の課題はどのようなものと把握されているのか。みずほバスは負担金の補助に依存しながら運用しているところがございます。体制を少しでも改善するために、利用者を増加する方策はどのようなものを検討されているのでしょうか、山本企画部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） みずほバスの再編でございます。

平成30年度から各自治会、市民の方からの要望等を吸い上げております。岐阜バス、公安委員会等と路線の変更等が可能かどうか協議を行って、その後、公共交通会議を開催し、最終的



には2月中旬までに運輸局への変更の申請を行うスケジュールに努めております。

今、路線を拡大しまして大変10万人を超えたということで、非常に今、みずほバスの利用度は上がってきている状態です。この路線への定着というのがありますので、大がかりな1路線を増やすとか、そういうことではございませんけれども、これを定着させていきたいというのがまず考えとしてあります。

どんなような要望が来ているか、意見が来ているかということについて御説明をさせていただきます。

朝ですが、乗客数が一番多いところが、ポンチョというかわいい四角いみずほバスがあると思うんですけども、そちらを小型車から大型車へ変更できませんかというような意見だとか、バス停を新たに設置、さらには高齢者の方からは無料にしてほしいという意見とか、また人工透析をやられている方が、透析をやってくれるクリニックまでの運行をしてもらい、近くのバス停があるといいなというような御意見は来ているという状況でございます。

この再編における課題について説明します。

全ての要望をみずほバスのみで解決することは非常にできないというふうに考えております。市全体でいろんな手法で協議して、また考えていく必要があると捉えているところです。例えば、食料品の調達を目的とされる方には、どこかで集まっていただいて食料等調達が可能な店まで直通タクシーの利用ができないかだとか、また自治会とかの力を借りて対応するとか、そういう協議・調整が必要ではないかなあというふうに考えております。

また、利用度を増加させる方策としましては、市内外の高校生にバスを利用してもらえるように学校へPRや営業活動もしております。また、安八のほうでは温泉がありますので、そちらのほうの利用もどうでしょうかということも考えているということもあります。

また、定期券の発行が学生さんたちにはできないかということも検討も行っているというところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和3年4月からみずほバス再編に向けて取り組まれているところでございますが、市民の安心・安全なみずほバス運行ができますことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

高齢者の外出支援対策について。

瑞穂市地域支え合い推進会議から高齢者の外出支援対策に係る提言書が市長に提出されたところでございます。主な内容は、現状の移動支援のさらなる充実、住民主体での移動支援サービスの立ち上げと、その支援の充実、コミュニティーを主体とした買物や、外出しやすい仕組

みづくり及びその支援、これらの提言について、市長は今後どのように取組をされていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若園議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の提言書の発信元であります瑞穂市地域支え合い推進会議は、介護保険法に基づきまして、市全体の福祉課題について自治会など各種団体の代表者で組織されます協議体で、いわゆる第1層協議体と呼ばれる組織でございます。そして、この提言書は、令和元年度の会議におきまして高齢者の外出支援対策をテーマに計4回にわたって話し合いが行われ、その協議の結果として市に提出されたものでございます。

この内容につきましては、議員御指摘のとおり大きく3点にまとめられておりますが、この提言書に対する市としての今後の取組について述べさせていただきます。

まず1点目の現状の移動支援のさらなる充実につきましては、現在行っております高齢者タクシーの助成や社会福祉協議会が実施しております買物支援事業の拡充であるというようなことを考えておまして、提言書にも書かれており、常に検証を行い、適切に対応していきたいと考えております。また、提言書の2点目や3点目に掲げられております住民主体、あるいはコミュニティーを主体とした移動支援サービスの立ち上げや買物支援の仕組みづくりにつきましては、ボランティアによるものについて積極的に支援をしていく所存でございます。

そのためには、まずは様々な福祉課題について話し合う場、特に小学校区ごとに組織されます地域支え合い推進会議、いわゆる第2層協議体の組織化が必要と考えております。そして、問題・課題が浮かび上がり、それを解決に導く役割を担う組織として地区社協がふさわしいのではないかとこのように考えております。この地区社協は地域で組織される任意団体でございますが、地域の課題を踏まえた上でのサービスの展開という面からも、最も有効であるというふうに考えております。現在は牛牧校区において地区社協設立に向けて設立準備委員会にて協議が進められておりますが、他の地域においても設立の機運が高まってきております。

こうしたことを踏まえまして、市といたしましては今後とも地域や市役所、それから社会福祉協議会の3者が手を携えまして、地域の支え合い、地区社協設立に向けて積極的に関わっていききたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、コロナ禍の中、高齢者の外出支援対策が充実されることを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

河川情報カメラ、水位計の設置について。

瑞穂市内でも国・県の河川情報カメラ、水位計が設置され、事前に防災に役立っていると思います。市内でもここ二、三年、河川出水時には道路冠水、床下浸水被害が発生しているところがございます。特に犀川、コノミヤ東、前はトミダヤですけれども、そのところ、新堀川、東京インテリアの西側に河川情報カメラをさらにつけたら有効ではないでしょうか、お伺いします。県の考え方を宇野調整監にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） おはようございます。

それでは、今の質問について答えさせていただこうと思います。

瑞穂市内の河川情報カメラ等水位計の整備状況についてでございます。

近年の降雨の局地化、激甚化が進んでおり、今後もこれらの傾向が強まることが懸念されております。ハード対策で治水の安全度を向上させますが、現状の施設では防ぎ切れない洪水が発生しても確実に命を守るため、避難につながるソフト対策の充実というものを目指す必要がございます。

その一環で、県では「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開しており、コミュニケーションツールとして年代を問わず活用されておりますLINE上に公式防災アカウントを11月6日より開設しており、平時から災害時まで幅広く防災情報が発信されております。これらの情報を充実強化するため、河川の氾濫危険情報の発表基準点及び、近年浸水被害実績のある優先度の高い箇所について、刻々と変化する河川情報をリアルタイムで提供する水位計や河川監視カメラを順次整備していると聞いております。

また、低コストで設置可能で洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計の設置が推進されており、市内では直近ですが、整備されたものは長護寺川に設置されておるところでございます。

なお、市内には河川情報カメラが7基、水位計が14基あり、当面の整備は完了しているというように聞いております。

今回御提案いただきました2か所につきましては、現在河川改修を進めております。その効果も確認しながら、今後県に要望してまいります。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、県管理の1級河川には河川情報カメラ、先ほど答弁ありましたが7基、水位計については14基、今現在あるということですが、平成29年10月22日、23日、台風21号について、元トミダヤ、そしてほかの新堀川のところについても道路冠水等が発生している状況でございます。答弁の中で、県は整備するということですがけれども、

これも15年、20年かかることをございますので、地元の市民、あるいは一議員としてのやっばり一般質問の中で、今後も河川情報カメラ、水位計の増設を県のほうにお願いすることをよろしくお願ひします。

続きまして、J R穂積駅圏域拠点化構想についてお尋ねいたします。

令和2年第4回瑞穂市議会定例会初日に市長が所信表明で述べられました地方創生拠点の一つ、J R穂積駅圏域拠点化構想を令和4年の都市計画に向けて進められておるところでございますが、今後の構想に関するハード事業は具体的にどのような事業がありますか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） J R穂積駅周辺整備事業につきまして、駅周辺地区の区長、自治会長等から成るJ R穂積駅周辺整備検討委員会におきまして、J R穂積駅周辺整備研究会というものからの議論でいただきました駅周辺のあるべき姿の提言をベースに、実現可能な整備計画（原案）の策定に向けた協議・検討を現在進めておる段階でございます。

具体的なハード整備は、都市計画道路等の道路計画や駅周辺地域のまちづくり、駅前広場とフレキシブルゾーン等についての検討というものを進めているところでございます。中でも9月末の委員会で、都市計画道路等の道路整備や駅周辺地域のまちづくりについては、それぞれの地域の状況を考慮しながら、まず1つ目として、土地区画整理事業などの面整備により都市計画道路や地区内道路、住環境の整備などを一体的に行っていく。また2つ目に、既存の公共用地を生かし、交通機能等を改善していくための検討を進めるといったような意見を頂戴いたしております。

さらに、11月末の委員会では、駅前広場やフレキシブルゾーン、区画整理地内での生活道路、機能改善と段階的なまちづくり等について、それぞれの課題を再認識しながら引き続き検討を進めていくというような御意見をいただいております。

また、御紹介いたしますと、委員会の中で、まちの中に小さい子供とか老人が集える公園が少ないというような御意見もございましたので、適切な位置に公園等も配置すべきというふうを考えております。

これらの計画検討に当たりまして、県や鉄道事業者、バス・タクシー事業者との協議も並行して進めておりますので、引き続き関係機関や関係部署等の調整を図り、土地区画整理事業や交通機能改善事業の具体的な整備範囲や事業規模、事業内容等の検討を行いながら、瑞穂市としての整備計画（原案）の策定に向けまして事業を推進してまいります。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和4年都市計画決定に向けて、J R穂積駅拠

点化事業がさらに進められることをお願いいたします。この事業は350億、30年か35年かかるということでございますので、河川協議、あるいは県の都市計画決定の手続、あるいは、いろいろと国とJR等の協議をされまして、さらなるこの事業が計画的に進むことを宇野調整監に期待して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、国土強靱化地域計画アクションプランについてお尋ねします。

9月議会では国土強靱化地域計画が議決されたところでございますが、そのアクションプランは12月までに作成するとお聞きしているところでございます。どのような内容でしょうか、山本企画部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市の国土強靱化地域計画につきましては、9月議会において議決をしていただきました。この国土強靱化地域計画の計画期間は5年間の策定となっております。しかし、アクションプランにつきましては、各年度の取組と予算の整合が図られた内容で、毎年度版という形で作成することとしております。このことから、毎年度継続して行う取組については各年度のアクションプランに明記されますし、単年度で行う取組については該当年度のアクションプランに明記されるということになります。

現在、2021年度版のアクションプランの作成を進めております。現時点におきましては、各部署が新年度に行う予定の取組を精査した上で新年度予算の積算を行ったところでございます。国土強靱化地域計画に基づいた事業を上げて、現時点でのアクションプランをまとめているところでございます。ただ、各省庁の来年度の補助事業内容が現段階ではまだ確定していないという状況ですので、注視しているという状況でございます。

今後は、予算について庁内査定などの手続を行った後、3月議会にお諮りし、審議していただく流れとなりますが、アクションプランにつきましては、国から示された補助事業の情報をつかみ、その状況により、現在予算積算している事業を見直しするという必要が出てくる可能性もあります。この調整を終えて予算を固めていくという手続になります。3月の定例会にて令和3年度予算の議決を経て、4月早々にこのアクションプランを公表するという流れになるということです。

12月11日ですが、政府のほうは2021年度から25年度を期間とする防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を閣議決定しました。老朽化したインフラの修繕など123の防災・減災事業を加速化させる5年間で15兆円規模となる大規模な予算ということでございます。例えば、国土交通省では道路関連施設の老朽化対策を推進しますし、道路修繕完了時期を57年度から25年度へと、この32年ですかね、圧縮をかけるというぐらいの勢いで事業を進めるということでございます。文部科学省は古くなった公立小・中学校施設の長寿命化を急いで、予定より2年早い28年度を目指すということでございますので、これら政府が示す123の事業について

詳細を調べ、当市に該当できるものがあれば、早めにアクションプランに入れ込んで対応していくという流れになっているということでございます。

今のところはこういう状況で、まだ具体的にどの事業がということは申せませんが、そういう流れで進めているということで御理解願いたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今、大体、国土強靱化地域計画の9月に議決して12月までにいろいろと新聞にも閣議決定がされた報道があったんですが、具体的にどのようなポイントであったかという答弁が欲しかったんですけども、その具体的なのが聞けなかった、今日現在ですね、非常に自分の一般質問の心残りです。もしお話しできるのであれば、企画部長、再度答弁お願いします。具体的に、もし答弁できることがあったらお願いします。できなければ結構です。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、本当に査定中で、総務部長のほうからもありましたけれども、具体的にはちょっとまだお話しはできませんので申し訳ないんですが、とにかく各省庁からの事業を見て、前倒しできるものはできるだけ前倒ししていくということで進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめですけれども、令和3年度からスタートする国土強靱化地域計画が実施されていくとございますが、実施に向けて国とか県の補助金の交付がされることを望んでいます。補助項目について、しっかり精査されて実施されることを望んでいるところでございますけれども、具体的に令和3年度の事業ヒアリングのある程度ポイントについては執行部のほうで調整しておるとございますので、国土強靱化の来年度に向けての多分その中に入っていると思うんですね。そこら辺を含めて、今後とも行政執行について迅速な対応をお願いいたして次の質問に移らせていただきます。

瑞穂市北西部、岐阜工業西の市道整備についてお尋ねします。

瑞穂市消防団第6分団から宮田水源地まで延長800メートルございます。道路幅員は10.5メートルでございますが、令和2年10月下旬に宮田水源地の交差点付近で県公安委員会の速度制限標識が大型トラックにより損傷されました。これも早く道路拡幅がされていれば、このような事故がないかと思うところでございます。

岐阜工業西の市道整備について、（仮称）中山道大月多目的広場整備など他の事業との整合性を図りながら進めていきたいとの答弁をいただいておりますが、早急に整備をお願いするところでございます。道路整備について、どのようなスケジュールで進めていくのでしょうか、お

尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 唐栗から宮田につながります市道9-102号線及び、宮田から大月につながります市道9-2号線につきましては、沿線の企業誘致及び現在整備中の（仮称）中山道大月多目的広場の供用開始による利用者の利便性向上の観点から重要な路線と考えておるところでございます。

市長が今議会初日の所信表明の中でお話ししたとおりでございますが、市では（仮称）中山道大月多目的広場を地方創生の一つの拠点として位置づけ、集客人口、関係人口、交流人口を増やしていこうという考えでおりますので、いずれの道路につきましてもそのアクセス道路でございますので、市道9-102号線につきましては片側歩道の道路幅10.5メートル、市道9-2号線につきましては両側歩道の道路幅14メートルの計画により、今後、未整備区間の現地測量・設計を進めてまいりたいと考えております。

整備時期につきましては、他の道路事業との予算の中で調整を図りながら進めていくこととなりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、瑞穂市北西部、岐阜工業西の市道整備がされることを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

主要地方道岐阜県南大野線の犀川に架かる美江寺橋の歩道橋併設、その東側の取付け歩道整備についてお尋ねします。

犀川に架かる美江寺橋に歩道橋を併設されることを現在市では検討されてみえますが、10月28日に交通量調査が行われていると聞いています。田之上・美江寺地区の歩道橋整備検討のため、現地測量の調査が行われました。10月20日には犀川美江寺橋にて県南中学生と自動車接触事故が発生しましたので、早期完成を目指すべきと考えているところであります。犀川東側に歩行者専用歩道整備の取付け道路になるべき道路は、現在畑と家屋がございまして、一部買収する必要があると考えます。歩道橋及び犀川東側に歩行者専用道路整備を含めて、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど御質問の中にありましたように、美江寺橋付近で起きた自動車と自転車通行しておられました生徒さんとの接触事故につきましては承知しておるところでございます。幸い大きな事故に至らなかったと聞いており、安堵しておるところでございます。

市といたしましても、この橋におきましては自動車と自転車・歩行者がふくそうする状況を

回避して、安全に通行が可能になるようにすることは必要であると考えております。

また、議員に御紹介いただきましたように、10月末には現地で交通量調査を行っておりますが、その結果を少しお話いたしますと、橋の双方向で自動車が6時間で2,234台、歩行者・自転車が同じく69人で、1時間あたりにしますと自動車が372台、歩行者・自転車が12人でした。

現在、美江寺橋周辺の現地測量及び交通量調査を終え、主要地方道岐阜県南大野線バイパス供用開始後の現路線の将来交通量や犀川河川整備計画も念頭に置いた道路整備計画を検討し、橋梁及び前後の歩道接続の線形も併せて、今後県と協議・検討を進めていくこととしています。

また、緊急対策として美江寺橋付近に街路灯の新設を行うことにより、通行者を認識しやすくし、安全性の確保対策を行う予定であります。

これら課題につきまして、ハードのみならず、安全対策等に関するソフト対策との両面から検討を行っていく必要があると考えておるところでございます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、犀川美江寺橋歩道橋整備、犀川の東側は歩道の専用道路が整備されることを望んでございますけれども、東海環状ルートへのアクセス道路の名和医院のところ、さっき県の事業施策だと思っておりますが、県の道路のコノミヤ東の県道、そして犀川のこの河川ですね、そこも県としてはやっぱり2番目という整備、こちらのアクセスルートを先に優先するとございますので、しっかり市の予算で県の河川許可を取られまして、今の答弁にありましたことについて、さらなる歩道橋整備、そして、その東側の畑、家屋等の歩道の整備をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、瑞穂市の新月児童公園の整備についてお伺いします。

瑞穂市の児童公園の種類と、その設置数はどのようになっているか。また、公園内の設備環境（遊具・砂場・洋式トイレ・ネットフェンス）は整備されているのか、お尋ねします。

市内の公園、児童公園、広場の長寿命化計画があれば御説明をお願いしたいと思います。先ほど言いましたが、新月児童公園のトイレはくみ取り方式です。外観のフェンスは大変傷んでいるところから、親子連れや高齢者が憩う場所としては、衛生面あるいは環境面では十分とは言えない状況でございます。夜間は照明がなく、治安の悪化しているところでございます。より安全・安心な公園となるよう環境整備をお願いするところでございますが、新月児童公園の整備についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市内には都市公園や児童遊園地、緑地等公園などがございまして、今御質問にあります児童遊園地につきましては53か所ございます。その中で敷地内に遊具



が設置されているのは42か所、砂場は8か所の公園に設置がされております。

この児童遊園地は都市公園とは異なり、多くの人が集う場所としてではなくて、その地域の方々の身近な公園として設置しているため敷地規模も小さく、また敷地も市有地だけでなく、神社とか個人の所有地に設置されているものもございます。そのため、ほとんどの児童遊園地にはトイレは設置されていません。また、フェンス等の囲いも隣接地からの進入や、逆に高低差があつて隣地への転落防止が必要な場所にはそれらが設置されていますが、設置していない公園も数多くございます。

新月にある児童遊園地におけるトイレ改修だとか夜間の照明灯につきましては、先ほど御説明したとおり、公園としての児童遊園地の位置づけ、敷地が市有地だけではないということ、夜間に人が集う場所として児童遊園地を位置づけていないことなどから、市内のほとんどの児童遊園地にはトイレや照明灯を設置していない状況にある中で、この新月遊園地のトイレの改修や照明灯の増設を行う予定はございません。

しかし、敷地内の既存街路灯は道路際まで照らしており、道路歩行者等の安全確保も兼ねているため、故障や球切れなどの修繕対応は今後も行っていきたいと考えております。

また、現地確認をさせていただきまして、御指摘のように既存の外構のフェンスですね、これらは傾き、傷んでいるというところがございますので、今後予算の範囲内で修繕対応を検討させていただきたいというふうに考えております。

次に、公園施設の長寿命化計画についてですが、市内都市公園の中で公園敷地内に管理事務所などのライフサイクルコストを考慮して予防保全型管理が必要な大規模な施設はないため、長寿命化計画は策定しておりません。公園内敷地の施設として、主に遊具、ベンチ、照明、トイレ、あずまや等施設は年間を通して安全確認のための定期保守点検を実施しており、破損や劣化、塗装の剥がれなどの修繕につきましては、毎年その点検に基づき、順次修繕を行いながら、緊急性のあるものについてはその都度修繕をするなど、毎年持続的に適正管理に努めている状況にあります。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、瑞穂市の児童公園は市民が今まで以上に利用されて、子供が遊んだり、いろいろとしている状況でございます。今、都市整備部長の答弁がありました。くみ取りは整備しないとされましたけど、現実に行ってみると、本当に昔のくみ取りですわね。前にちょっと都市整備部長にお尋ねしたら2か所ぐらいあるよということですけれども、合併して17年たって、本当に大人が、あるいは子供が、そういうくみ取りで、夜でも真っ暗、今でも本当にくみ取りですので、皆さん御存じのとおりでございます。水洗じゃないんです。改修しないというんじゃなくて、よい方向で改修するというふうに答弁が欲しい

わけでございます。それは、市長も実際、質問書を見られて現状を全部把握されたんですけれども、改修しないじゃなくて、端にはやっぱり下水道の管が来ておるのであれば、幾ら児童公園が小さくても、旧巢南町時代の児童公園、地域で私有地とかいろいろあるにしても、やっぱり実際には不特定の方が利用されるわけでございますので、やっぱり担当部長、課長も私も現地を見ておるんですけれども、非常に昼間あそこで本当にトイレを使用したいという気分になりません。時代に向けた形ではできんにしても、やっぱり将来、地域とか皆さんの意見を聞いて、それなりのやっぱり整備する方向で、例えばもうなしにするとか、いろんな前向きな形でお願いしたいと思います。

改修をしないじゃなくて前向きな形で、やっぱり今後、現状を踏まえて児童公園の整備をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

(仮称) 中山道大月多目的広場の活用についてお尋ねいたします。

(仮称) 中山道大月多目的広場は、令和3年度末完成予定で工事が進められているところがあります。広場の計画づくりに向けた検討に当たっては、中学生のみずほ未来プロジェクトや市民の意見を盛り込んで整備計画が進められているところがございます。市長が市内の3つの地方創生拠点と考えている中の一つは、(仮称) 大月多目的広場整備事業の施策です。利活用については瑞穂市全体の中に多目的広場を位置づけし、進めていただき、中山道を生かして、市内・市外から人が集まるイベントの開催、風水害、地震災害等の防災施設の位置づけをお願いするところがございます。

市長より令和2年第4回瑞穂市議会定例会所信表明がありました中に、(仮称) 中山道大月多目的広場の地方創生の視点もコンセプトに加える形で、広場の運営の思いを市長が説明されておるところでございます。

そこで、広場の利活用について執行部の考え方をお尋ねいたします。

○議長(庄田昭人君) 広瀬教育次長。

○教育次長(広瀬進一君) それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

(仮称) 中山道大月多目的広場は、議員御指摘のとおり、当市の地方創生拠点の一つとして集客人口、交流人口を増やし、にぎわいの創出できる拠点と位置づけており、令和3年度末の完成に向けて整備を行っているところであります。

多目的広場の利活用につきましては、いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした広場というコンセプトを基に、関係各課による調整会議を行っております。自然の中でのんびり過ごせる憩いの場であり、健康づくりの場でもあり、親子で楽しむことができ、誰と来ていただいても楽しめる広場としての機能を持たせるよう考えております。

議会初日には、御承認いただきました工事の変更において、多目的広場、アクアパークすな

み、浄水公園へと自由にアクセスできる通路を確保いたします。アクアパークすなみでは、施設内には入れませんが、敷地内には下水処理施設ではどのように水がきれいに処理されていくのかを学ぶことができる説明看板があります。また、図書館分館へも自由にアクセスできますので、図書館分館は子供図書館と位置づけておりますので、アクアパークすなみも含め子供たちの学びの空間としても捉えることができます。

このように、アクアパークすなみ、図書館分館や巣南保健センター、浄水公園、中山道など周辺施設を一体として、市民のみならず、東海環状自動車道からのアクセスなどによる市外からも誘客できるような活用方法を検討しております。

ほかには、市のイベントだけではなく、各種団体や民間主催のイベントにも活用いただけるよう検討してまいります。例えば、市内生産農家による野菜などの朝市やフリーマーケット、マルシェなどの各種イベントを定期的を開催できるよう考えております。

そして、将来にわたり市内外問わず多くの方々が利用でき、にぎわいの創出につながるような広場になるよう十分検討してまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 大月多目的広場については、教育次長が今、令和3年に向けた取組とこの御説明があったんですけれども、大月多目的広場については瑞穂市の一つの拠点の一つの場所ということで、再度市長に答弁をお願いしたいところでございますけれども、令和3年度末に完成するとございます。教育次長の答弁がありましたが、市内外から多くの方が来ていただくような施策について答弁ありましたが、再度、市長の答弁を求めます。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆様、改めまして、おはようございます。

若園議員から（仮称）中山道大月多目的広場の御質問をいただいております。教育次長からもにぎわいの創出の広場というようなことで、説明といたしますか答弁を今しておるところでございますが、私は、この大月の多目的広場に地方創生の拠点の一つということで位置づけをしたいということを考えています。今、日本では人口減少が進んでいる中、瑞穂市にあってもこれから先、人口減少は避けられない、そんな状況にあります。交流人口や関係人口を増やす、そんな目的で、地方創生の観点を取り入れた3つの地方創生の拠点の中の一つとして考えています。

地方創生の原点というのは、まちへの愛着を持つ、郷土を愛する心を育む、そして、私個人的に申し上げれば親を思う、そんな親を大切にするような、そんな心だと思います。瑞穂から遠く離れて大学や就職で全国各地にいても、自分のふるさと瑞穂がこんないいまち、こんない

いところがあるんだというようなことを愛着を持たせるのが地方創生の原点の一つだと考えています。

現在進めています（仮称）中山道大月多目的広場には、教育次長からも説明しておりますが、その季節季節に応じて瑞穂市に取れる特産品、富有柿や梨、イチゴ、バラ、サボテン、洋ランなど、アスパラガスもあります。新たな販路としての販路拡大に向けた絶好なチャンスだと思います。

昨年、東海環状自動車道大野神戸インターも開通しました。集客が見込まれますこの地域に、誰でもいつでも使える、そんなコンセプトから、地方創生の集客、関係人口、交流人口を増やす視点を追加しなければなりません。この広場も行政だけの運営でない、地域の方々や民間の力を取り入れた、そんな子供たちをターゲットにした、隣には子供の図書館もあります。中山道という江戸時代から五街道の一つとなる中山道の史跡もございます。瑞穂市の地方創生をしっかりと進めていかなければならない3つの拠点の中の一つとして考えておりますので、皆様方にもよろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問事項の3の安心・安全なまちづくりの最後の質問に入ります。

南小学校周辺整備についてお尋ねします。

南小学校周辺整備については、既設体育館、プール等の改修計画があります。令和元年度の児童数は561名です。今後も住宅が建ち、児童が増加すると思います。小学校敷地内には旧幼稚園があります。児童数に対して運動場のスペースが狭い状況でございます。今後も児童数が増加するのであれば、校舎の増築に伴う体育館、プールを移転して南小学校西側の未利用地5,285平米に建て直してはいかがでしょうか。南小学校周辺整備について、学校施設整備に合わせて地域の方々が利用できるような一体的な整備をする必要があると考えます。

今後の南小学校の整備計画、西側未利用地整備について、どのようなスケジュールを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 南小学校周辺整備につきましては、9月議会においても御質問いただいております。その答弁におきまして、今後児童が増加するのであれば学校などの教育施設の増設に伴い、南ふれあい広場を含めた整備計画とする必要があること。また反対に、児童が減少するのであれば南ふれあい広場の拡張計画とするなど、慎重に検討する必要があること。さらに、南小学校のグラウンドでの運動会や地域の行事において狭さを感じることから、地域コミュニティや防災拠点も想定し、検討していく必要があることを答弁してまいりました。

南小学校校舎や旧幼稚園につきましては、施設の維持管理計画に基づき大規模修繕を行った

ところです。国からは今後、施設整備を行う際の補助金交付条件に、個別施設の長寿命化計画の策定を求める通知がありました。小・中学校施設につきましては、今年度、長寿命化計画を策定しているところでございます。

南小学校周辺整備につきましては、議員御提案のように、南ふれあい広場西側の未利用地と学校施設を一体的に捉え、総合的に活用できるよう、今後具体的に整備を検討し、進めていきたいと考えております。

なお、その際には、現在策定中の長寿命化計画を基に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 広瀬教育次長から答弁がございましたが、市長にお尋ねします。

南小学校周辺整備についてどのように考えておられるのか、瑞穂市が合併して17年になるわけでございますけれども、今答弁がございましたが、現在児童数が561、将来5年先、あるいは10年先、ちょっと70人ぐらい児童数が増えるというような推計も出ているようですが、牛牧小は今650人ぐらい見えますかね。そのような形で、非常に南小学校も561名の中で、運動場のスペース、牛牧小と南小の児童数に比べてグラウンドの広さを考えた場合、非常に狭いということが大体想像できるかと思います。

今後とも財政計画に向けて、体育館とかプール等の増築、移設等もいろいろと難しいと思いますが、市長の答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若園議員の南小学校の周辺の整備というような御質問ですが、南小校区全体を含めてのちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

御存じのように南小校区は人口が増えております。現在、横屋地区では組合施行による区画整理の立ち上げに向けた、そんな体制も進められています。仮にこの区画整理が進むとなると、さらにこの地域に住宅が建設されるというような、そんな地域になります。

この南小校区、住宅はたくさんありますが、お買物ができるようなそんな施設がございません。ですから今、組合施行で立ち上がるような区画整理にも、市としても全面的に協力をしていきたいということを考えています。

この南小校区には樽見鉄道の横屋駅があります。比較するわけではありませんが、同じ樽見鉄道で十九条の駅があります。十九条辺りのまちづくり、徒歩でお買物ができるスーパー、そしてホームセンター、さらにはお医者さんなど、たくさん徒歩で行けるまちづくりが、瑞穂市でいうと理想的なまちづくりが進んでいます。この南小校区にも、そのような理想的な徒歩でお買物が行けるような、そんなまちづくりを進めていかなければ、恐らくこれから20年、30年

先には、子供たちが独り立ちしたら、ひょっとしたら空洞化するようなまち、南小校区になってしまうかもしれないと思います。

御質問の南小校区の南小学校の整備につきましては教育次長から答弁しておるところでございますが、西側の未利用地全てが市の所有地でもございません。利用できる用地の中で考えながら、将来の策定中の長寿命化計画の中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 瑞穂市のいろんな主要事業は幾つかございますので、全て改築移転とは、議員の一般質問をさせていただきましたが、とにかく17年も前から、20年ぐらい前からのこの利用されていない未利用地について、その地域に利活用できるような形を含めて今後とも土地利用計画をお願いしたいと思います。

今回は、質問させていただきました執行部の答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いして一般質問を終わりますが、先ほど質問させていただきました瑞穂市の新月児童公園については、まだくみ取りがある状況、例えばあの状況は、例えば総合センター東側にあるところの想定をしてもらった場合、本当にくみ取りがある状態の近代的な児童公園かどうかを含めて、市長も副市長も都市整備部長、関係担当課長も現場を見られて、私は周辺全部いろいろ見ているんですが、やっぱり時代に合った児童公園ということで、その地域が、利用の頻度もありますけれども、あの状態ではなく、もうちょっと整備計画をつくって改修をされることを望んで一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 16番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。11時10分から再開をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

また、お足元の悪い中、傍聴にお越しくださしまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスが猛威を振るっております。3つ目の大きな波が来ていると大きく報道されていますが、こうなることは、今年の2月の広域連合議会の委員会の場でもお伝え

をし、発信をさせていただいております。国・県、各自治体に医療機関様から様々な発信をしております。ウイルスの専門医師、医療関係者の正しい情報を理解し、先手を打てば、ある程度抑え込みができ、経済も平時水準近くまで戻せたのではないかと思います。

危機にもかかわらず危機感とか、警戒にもかかわらず警戒感とか、感じるだけでは駄目です。正しく恐れ、正しい情報をと幾ら発信をしても、本気で向き合わなければ新型コロナは終息いたしません。いつかは終わる。終わりません。ワクチンを打てば終息する。終息しません。マスクをしていれば感染しません。します。手指消毒をすれば滅菌できます。しません。これらの様々なメディアを通じた情報をしっかりと理解し、手指消毒の効果、マスクの効果、そしてワクチンの効能・効果をしっかりと理解をしていただきたいと思います。

勝負の3週間、これは第1波の頃から何度も聞いております。これが勝負なら、現在全敗であります。私は、議員の傍ら、東京、大阪、北海道、様々な場所・地域に呼ばれ、飛び回って、医薬品卸業の責務として最前線で活動しておりますが、多くの飲食店が経営がもたず倒産になると各飲食組合様からお聞きしております。

札幌市すすきののは、年内までに飲食店60店舗閉鎖。東京・銀座、六本木、飲食店全体の12%閉店、倒産。大阪・道頓堀周辺、10%の閉店。これは年内までの数であります。どうにか年を越しても、GoToが一時中断となったため、年内から来年は飲食店に限らず、旅行関係、アミューズメント関係ほか、様々な企業体にさらに大きなダメージが出ます。もっと多くの企業が倒産するでしょう。これには例外はありません。現在の状況がこのままでは好転することはあり得ません。その認識を国民が持たない限り、コロナが終息することは絶対にありません。

ワクチン接種が始まれば終息すると勘違いしている人がほとんどです。終息はしません。そもそもワクチンを理解されていない国民が多過ぎます。ワクチンを接種しても感染する可能性はあります。ただ、感染しても抗体があるので、症状がある程度は軽く済む。これは、季節性のインフルエンザワクチンと同じものであります。あとは安全性の問題もあります。医療機関への補償も必要です。さらに言えば、ワクチン接種をしたかしないかのハラスメントも考えられます。

今年の2月から声を上げ、新型コロナの感染力、危険性、世界経済のダメージを発信し、闘い続けている医療機関様の各位に申し訳なく思います。しかし、何とかしなければならぬ年末に入りました。瑞穂市としても、これ以上医療機関に御迷惑をかけないためにも、正しい情報を発信し、市民に周知させるのがリーダーの仕事でもあります。森市長におかれては、常に正しい情報を発信していただいておりますが、年内にも、より強く正しい情報と注意喚起を発信していただきたいと思います。

約1年間闘ってこられた医療従事者の皆様に、年末年始少しでも休暇を差し上げたいと思っております。そして、コロナ禍といえど、住民サービスを滞らせることはできません。やらね

ばならない事業は多くあります。下水道事業、雨水対策事業もその一つであります。

私は過去4年間、雨水対策、下水道事業を中心に質問をしてまいりました。祖父・松野武則、父・山本訓男から5か村、そして瑞穂市全体の雨水対策の完結を命題として議員になった以上、必ずやり遂げていきたいと思っております。そして、これは森市長、執行部も同じ思いであると信じております。

本日の質問は1つです。

公共下水道事業の第1期工事に向けてと題しまして、これよりは質問席より質問させていただきます。

1つ目の質問をさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、これから第1期工事が始まるということで、今年の6月議会でも質問のほうをさせていただきました。その際に、第1期工事のスケジュールや施工規模、硫化水素対策、さらにはPPP/PFI方式についての御答弁をいただいております。本日は、前回の確認や補足質問、さらには雨水整備や単独の合併処理浄化槽整備も含め、再度下水関連の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今年度は、PPP/PFI導入検討調査業務が委託されております。したがって、来年度からはその内容に沿って、いよいよ第1期工事に取りかかっていくものであると思われま。PPP/PFIにつきましては、国交省の先導的官民連携支援事業で採択されていますので、今後瑞穂市の公共下水道事業はPPP、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップで進められていくことは間違いなく、近隣自治体では例を見ない方法で下水道整備が行われることとなります。

これは、国・県だけでなく、全国の自治体が注目しております。官民が連携して設計をし、建設、改修、更新や維持管理、運営を行っていくことになると思いますが、大切なのは民間事業者の選定であります。令和3年度は、この民間事業者を決定することになると思いますが、ここが本事業の核になるところではないかと感じております。事業者の選定は、内閣府の指針に沿って行われると思いますが、その選定方法について市の方針をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、松野議員の御質問にお答えします。

御存じのとおり、本年度から公共下水道事業に着手しており、また、国土交通省総合政策局の補助事業であります先導的官民連携支援事業に選定いただき、PPP/PFIの導入可能性調査を実施しております。

全国的に、下水道事業におけるPPP/PFI事業は改築・更新におけるものが多く、当市のような下水道事業での新規事業のPPP/PFI事業はありませんが、民間の経営能力や技術力を活用し、質の高い公共サービスの提供やコスト削減などのメリットがPPP/PFIは



あるため、来年度以降何らかの形で、これまでの仕様書発注ではなく、設計と建設を一体とした性能発注方式などのPPP/PFI事業の導入可能性を検討・調査しているところでもあります。調査が完了いたしましたら、改めて検討結果を報告させていただきたいと思っております。

さて、御質問の事業者の選定方式についてですが、全国的には内閣府が策定している「PFI事業導入の手引き」などを参考にした公募型プロポーザルになる場合が多く採用されております。本市でも、公募型プロポーザルを採用したいと考えておりますので、次のような手順となります。

令和3年度は、大学の教授などで組織します学識経験者などによるプロポーザル委員会を設置します。その中で、要求水準書や募集要項等の事業者の募集資料を作成し、公表します。そして、応募者からの質疑応答となります。次に、令和4年度では、民間事業者による提案書の提出を受けます。そして、プロポーザル委員会を開催し、提案書を基に技術提案や価格などを総合的に評価し、最優秀者となった事業者を公表し、仮契約を行います。最後に議会承認後、本契約となり、事業者が確定することとなります。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） これにつきましては、内閣府の資料にもあります。応募グループのつながりということも懸念されますので、初めから民間事業者同士が手を組んでいけば、それは大きな利権組織になる心配もあります。まずは審査委員会のメンバーを、誰が見ても納得できる知識と公平性を有した者を人選する必要があると思われまいます。的確な判断ができる審査会で公平な審査、そして、結果は審査内容や判断基準を明確にして市民に公表するなど、市民のための事業であることを念頭に置いて官民連携を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

それでは、PPP/PFIに移行した場合の下水使用料金について質問をいたします。

PPP/PFIは、民間の直接サービスにより公共サービスの効率や質を上げることを目指すものであります。内閣府の資料を見ますと、PFIコンセッション事業の活用を重点的に推進しております。これは、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であります。ただ、この方式は既存の施設運営に適用されるようで、これから始まる新規事業は対象ではないと思っております。

昨年の12月、議会において水道のコンセッション方式を事例に、そのメリット・デメリットをしっかりと検証してほしいという質疑が出たと思っておりますが、これは欧米の一部の国で上水道事業が民営化され、使用料金が大きく値上げされたことを懸念された質問であったものと感じております。上水道事業のコンセッション方式と今回のPPP/PFI方式とは別物だとは思いますが、民間事業者が絡んでくるという点で、料金などを心配される市民もいるのではないで

しょうか。収入と支出のバランスが取れなくなれば、最悪民間事業者の破綻や質の低下もあり得ますし、そうなる前に民間事業者が料金を値上げするのではないかとという心配もあります。下水道使用料金変更には議会の議決が必要でありますから、今回のPPP/PFI方式で選ばれた民間事業者が勝手に料金を変えることはできないと思いますが、いま一度確認したいと思います。

民間事業者が、収支のバランスが取れず、質の良いサービス提供ができなくなった場合、直ちに下水道使用料の見直しが行われるのか、それとも市の財源を補充しながら柔軟に対応されるのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 御質問のとおり、過去の欧米でのコンセッションでは水道料金が値上げされた事例もありました。しかし、日本では水道料金や下水道使用料の金額は条例によって規定されているため、諸外国の事例のようなコンセッション方式であったとしても、民間事業者の裁量で値上げされることはありません。

また、下水道料金の決定については、近隣市町村とのバランスや中期での収支計画を勘案し、考えていくものであります。供用開始から数年間は、下水道使用料のみでの収支のバランスを確保することは難しいと考えており、一般会計からの繰入れや基金の取崩しでの運営となりますが、その場合でも、先ほどの理由により下水道使用料を値上げするものではないと考えております。

そして、市民の皆様には、接続に当たっての補助金や工事費の利子補給など、少しでも接続しやすい施策などを考え、早期に水洗化率の向上を図り、健全な下水道経営を目指したいと考えております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 条例で定められているということで、民間事業者のほうから勝手な値上げとかはあり得ないということでもあります。こういった正しい情報を、熱心にお勉強されてみえる方々にもお伝えしてあげていただきたいと思っております。やはり値上げが急に行われるんじゃないかと、心配も多く出ておりますので、正しい情報の発信をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

第1期工事、事業の内容を再確認したいと思います。

資料を見ますと、幹線管路は本田団地から汚水処理場までの推進工事になると思いますが、そのルートを口頭で分かりやすく説明をお願いいたします。

また、面整備は本田団地全域と牛牧団地、下牛牧地区を計画と理解してよろしいか、こちら

もお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 口頭ですとなかなかお伝えしにくい部分もありますが、まず幹線管渠につきましては、下水処理場予定地から市道を北上し、牛牧団地南の21号線のガード下から南に大体130メートルの交差点を東進します。東進しますと、野白靈園北側の道路になりますので、そこを通り抜け、牛牧第2保育所西側の都市計画道路まで行きます。その都市道路をその後北上し、旭化成東側を通り、本田第2保育所の交差点がありますが、そこで西に向かいます。その後、本田団地東側の都市計画道路まで突き当たりましたら、本田団地に向けて北上するというルートになっております。

また、面整備の区域については、御質問のとおり、JR東海道線より南の牛牧地区と本田団地の地区となりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） ありがとうございます。工事が決定すれば、地元の方には十分説明はあるかと思いますが、やはりこれだけの工事となりますと、交通阻害にもなりますし、通行の安全性の確保の問題も出てくるかと思われま。なるべく広範囲での周知をお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。

第1期工事のスケジュールでございますけれども、これにつきましては6月の議会で質問させていただきまして、その際、御答弁はPPP/PFIの体制が確立されていないから、年度毎のスケジュールが決まるので、今は明確にはお答えはできないが、供用開始は令和8年を目指すということでありました。まさにそのとおりであります。官民連携で進める以上、市が勝手にスケジュールを決めるものではありませんので、私も若干資料が足りない質問をしたかなと反省しております。ただ、今の状況を鑑みれば、来年度、令和3年度は民間事業者を決定し、令和4年度から工事に着手をすると想定されます。

そこで質問します。

民間事業者を決定し、その施工能力が優れていた場合、逆に計画より早く施工整備が終わる可能性があると思いますが、その場合、供用開始年度が変わることも考えられるかどうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） PPP/PFI方式で発注するには、仕様書発注に対して要求水準書の作成、及び事業者の募集及び選定にかなりの時間を要します。

先ほど3年度中というお言葉がありましたが、事業者決定は令和4年度当初になるだろうと

見込んでおります。そのため、事業着手後、早急に下水処理場や管路施設の設計を行い、早く令和4年度末からの工事となることを見込んでおります。そのスケジュールの中で、事業計画における処理場の規模や管路施設の延長を考えた場合、供用開始の時期が令和8年度より早くなることはないだろうと考えておりますが、PPP/PFI事業者の企業努力により、工期の短縮など事業効果が早期に発揮されることを望んでいるところでございます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 施工関係が前倒しできるような、本当に優れた企業をお願いしたいと。本田団地の多くの方は、一日も早い供用開始を望んでおられます。そんな期待に応えるためにも、PPP/PFI方式で有効性を発揮してほしいと思われま。

次の質問に移ります。

ここで、各家庭での浄化槽、いわゆる個別の合併浄化槽について質問させていただきます。

瑞穂市の下水道整備は、財政的に効率の悪い箇所は合併浄化槽を設置するという、いわゆる公共下水道と合併浄化槽の併用方式で計画をされています。特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業を別にして、市街化区域は公共下水道、調整区域は浄化槽で整備になるかと思われま。個別の浄化槽による計画人口は2,500人程度であったと記憶しておりますが、計画世帯数といえますか、浄化槽の計画設置個数をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 前計画ではそのとおりになっておりますが、平成29年3月に策定しました瑞穂市汚水処理施設整備構想では、個別処理区は現況人口で897人、計画人口で783人となります。浄化槽の基数で申し上げますと、現況で371基、計画では353基としております。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 計画処理人口からすれば、浄化槽による汚水処理人口は5%ぐらいなのかなあと思われま。

そこで次の質問に移りますが、合併浄化槽ですけれども、個別処理で施工規模は少ないにしても、公平性の観点から、ほかの集合処理と同等に扱わなくてはいけないと思われま。基本的に、市町村設置型合併浄化槽として計画されると思われまが、分担金や料金体系、また維持管理などは統一になると思われまが、合併浄化槽の場合、その設置箇所が各世帯の敷地内になるため、集合処理とは違った問題が出てくるのが想定されま。

例えば設置箇所に支障物件があった場合、その撤去、移転、復旧費はどうするのか。また、浄化槽の上部を駐車場として利用したい場合には、浄化槽そのものを耐荷重仕様にしなければならないか。施工費の差額分はどのように取り扱うのか。また、維持管理費として若干の電気

使用料が必要になりますが、その負担はどちらが持つことになるのかです。

申し上げた懸念事項はほんの一部と思いますが、個別処理は、集合処理とは違った課題があることは間違いありません。このような合併浄化槽の懸念事項に対して、現状で市がどのように考えているか、御答弁を願います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 御質問のとおり、集合処理と個別処理方式の負担を公平にするという観点から、個別処理方式においても、浄化槽事業の市町村設置型を採用している自治体があります。市町村設置型とは、市町村が個人の敷地に浄化槽を設置し維持管理を行っていく方法であります。各個人は、工事費の一部の負担と維持管理費として使用料を支払います。岐阜県内では、郡上市と揖斐川町の一部の地域で浄化槽事業の市町村設置型を採用しております。

当市は、この市町村設置型事業について、平成20年に揖斐川町に視察を行い、事業内容や制度について把握してきております。市町村設置型事業の場合は、浄化槽設置工事や既存浄化槽の撤去、浄化槽管理会社との維持管理契約の全てを市町村が行うことになり、多くの課題や問題点があると聞いております。

しかし、浄化槽の性能が向上してきている近年は、家屋が点在している地域においては浄化槽も有効な施設であると考えております。そのため、集合処理区域の整備が概成した段階においては、負担の公平性の観点から、浄化槽計画区域では市町村設置型浄化槽の検討は必要だと考えております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 様々な資料を見ておりますと、支障物件、浄化槽だと思っておりますが、仕様変更等々を伴う費用は、ほとんどが市民の負担となっているところが多いと確認が取れております。いずれにしても、浄化槽の方式は世帯ごとに様々な費用が必要となるようです。合併浄化槽の耐用年数は32年ですから、更新費や附带工事費、また支障物件の対応費等を考えますと、いかに浄化槽の初期投資が安価であるとはいえ、50年サイクル、100年サイクルで考えた場合、浄化槽の経済性が優れているとも一概には言えないと思ったので、質問させていただきました。

また、さらにこれも委員会の中で協議がありましたが、今行っている下水道事業そのものを止めてしまって浄化槽に切り替える場合につきましては、やはり市町村設置型浄化槽整備、これは市が単独で行っていかなくやならない。その場合は毎年約11億から13億の単費が必要であるという話も聞いておりますので、現在の瑞穂市の予算等々を鑑みますと、やはり国・県、様々なところの補助金関係を使いながら下水道事業を進めていく。そして、合併浄化槽エリアは合併槽で進めていく、この方式が正しいと私は思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

最後に、これは私の一丁目一番地となりますが、雨水計画について質問させていただきます。

公共下水道事業の大きな利点の一つが、汚水処理だけでなく、雨水整備に対しても同様の補助で改修ができるということでございます。それぞれ事業は別になりますが、こういった国の補助を受けることができる利点から、やはり下水道事業も必要であると考えます。瑞穂市の洪水対策は確実に進んでいるとはいえ、まだまだ安心できる状況ではありません。まして、近年のゲリラ豪雨と呼ばれる想定外の降雨により、全国的に洪水被害は増えております。市内でも浸水被害に悩まれる地域、まだ数多く残っております。

私の地元である野田新田や野白新田地区もその一つであります。この地区の浸水被害防止には、新堀川の改修が欠かせません。私も以前、地区の浸水被害対策として新堀川の改修について一般質問させていただきました。今、県におかれては、その改修工事に着手をしていただいております。予定では、令和8年にはそれも終了するとお聞きして、若干安堵はいたしておりますが、できる限りの前倒しはお願いしたいと思っております。

また、市長におかれましては、以前よりお願いしていた新堀川の排水される水路に、今年度より逆水ゲートを設置していただいております。感謝申し上げるところであります。市内の1級河川については、今後も県の改修工事が見込まれると思われまます。次は、いよいよ市の主要水路の改修ではないかと思っております。県管轄の1級河川と市内を流れる主要水路の改修が合わさって、初めて浸水被害が大幅に改善されると思われまます。

公共下水道事業の開始により、今ようやくその整備に取りかかれるわけではありますが、平成24年の瑞穂市公共下水道全体計画を見ますと、既設主要水路の概略能力や改修計画が書かれております。今は当時と違う降雨強度での計画になるかもしれませんが、いずれにしても、市内の主要水路の多くに改修が必要であることと思われまます。

今年度は、さきに申し上げましたPPP／PFI導入の検討・調査、終末処理場の用地測量及び基本設計、また地質の調査、管路設計、基本設計など、多くの下水関連業務が委託されております。ひょっとすると、その中に雨水計画も含まれ、現在検討中なのかもしれませんが、現状で分かる範囲で構いません。浸水が起り得る地域の1期だけでなく、2期・3期工事も含めた既設主要水路の改修などの雨水計画をお聞きしたいと思ひます。

時間は多く残してありますので、関係箇所全てのお答えと、最後に市長の御答弁を願ひます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 公共下水道事業は、汚水処理と雨水排除を合わせた事業であり、当市での公共下水道事業は、汚水施設と雨水施設を別々に設置する、いわゆる分流式を計画しております。公共下水道の場合、汚水処理施設、雨水施設とも国庫補助事業の対象となりますが、汚水施設より先に先行した雨水施設は国庫補助の対象となりませんので、先に汚水事業を行う必要があります。

第1期工事計画には、新たな雨水施設は位置づけておりませんが、現在の公共下水道全体事業において、平成21年度の雨水施設調査では、流下能力不足や上下流逆勾配などにより改修を必要としている雨水幹線は約28キロとなっております。今後は、汚水事業計画区域を拡大していく中で、近年の降雨状況を考慮し、真に雨水事業が必要な箇所においては国庫補助金を活用した雨水施設整備を行い、水害に強いまちをつくりたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員から、前段少し県の新堀川の改修事業ということで質問がありましたので、その点について少し答弁させていただきます。

御存じのとおり、平成31年（令和元年）から、県のほうでは国道21号から上流部、約500メートルになりますけど、新堀川の改修に着手していただいております。議員も説明会等に出席されて御存じだと思いますけど、10年間で瑞穂市と県のお金を含めて3億7,500万という事業費になっております。

河川整備事業というのは、御存じのとおり、出水期には管理者、県であっても改修事業はできないということで、やはり出水期を外れた10月以降4月までというような時期の工事をする期限が限定されますので、県のほうでは非常に債務負担行為だとか繰越事業を有効に使っていただいて、予算を十分つけていただいで整備されていることは御承知のとおりだというふうに思っております。この改修事業、護岸整備につきましては県が、それからその横に通ります市道の転落防止の柵については市が負担するというので、それぞれお金を負担しながら整備をしていただいているところでございます。

今年度も、議員御承知かと思いますが、9月の補正予算の中で1,080万円を補正させていただきました。県のほうが非常に前倒しして事業をやっていただいていると我々は理解しております。これも推定の話になるかもしれませんが、今議会の中でも、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の3か年計画が終わるということで、これを引き続きやっていただきたいという意見書が採択されていると思います。これに続くようなものが、国土強靱化の次の次期加速化計画というものに当たるかと思っております。非常に国のほうでは、これに厚く予算をつけてこられておりますので、引き続き新堀川の改修事業につきましては促進がされるというふうに考えております。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野貴志議員の公共下水道事業の第1期に向けてという御質問をいただいております。

環境水道部長からも答弁しておりますが、公共下水道事業には、汚水処理と雨水排除の2つがあります。この瑞穂市で公共下水道事業を進めるに当たり、議員の御質問の中にもありましたが、線状降水帯というような集中的にゲリラ豪雨が降るような雨に対しても対策ができると

ということから、市民の多くの方々から、この公共下水道事業への期待が高まっているということもいただいております。

今、第1期工事の進捗状況、そして経営状況などを把握しながら、第2期へ進んでいくというようなこととなりますが、先ほど環境水道部長からも説明しました。市内には、延べ28キロに及ぶ流下能力の不足しているところや、さらに逆勾配になっているような改修も、この公共下水道で可能になるといった利点もございます。

御質問の野田新田地区、幹線道路、幹線管渠が野田新田地区内を通ることから、この野田地区にあっては従来から低地であるということから、水害への対策をしっかりとしなければならぬ地区の一つとなっております。この幹線管渠が野田新田地内を北上するということから、恐らく第2期の範囲には、十分この野田新田地区が対象となるということも考えられるということで答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） ありがとうございます。下水道事業の中の雨水対策ということで、今、関係部署の部長様はじめ、市長のほうからも御答弁いただきました。

第1期工事では、本田団地とJR南側の牛牧地区が雨水計画の対象になるかと思えます。当然、対象地区については水路改修も行われるかと思えます。野田・野白地区の幹線管渠の整備がされるというのが、2期・3期工事の面整備が行われるかと思えますが、今、市長のほうからもお話をいただきましたとおり、管渠整備内の浸水関係も起こり得る地区に関しましては、整備を検討していただけるというお答えの中で、雨水対策、過去にも質問のほうでも入れさせてもらっておりますが、瑞穂市は水害のまちであります。水害のまちであるからこそ、治水に対して御尽力を注いでこられた方々が本当に多くおられました。その方々も、志半ばでお亡くなりになっておみえになります。この先、このまち、50年、100年を支えていってくれる子供たちのためにも、森市長におかれましては、治水・雨水対策に全力を注いでいただきたいと思えます。

期待以上のお答えをいただきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 9番 松野貴志君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。1時20分より再開をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時20分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 広瀬守克君の発言を許します。



広瀬君。

○1番（広瀬守克君） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番、無所属の会、広瀬守克でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

今日は本当に足元の悪い中、傍聴の皆様ありがとうございます。

今回、私は新庁舎の建設の基本構想について質問させていただきます。

本当に今、新型コロナウイルス第3波という大変な時期になっております。皆様方におかれましても、先日ですか、今年の漢字「密」という言葉になりましたんですが、本当に3密を避けていただきながら、感染拡大の防止につながっていけばと思いますので、皆さん協力のほうよろしく願いいたします。

これよりは質問席において質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、質問のほうをさせていただきますが、新庁舎の建設におきまして、先日11月10日でございますが、総務委員会での委員派遣で大垣市の市役所のほうを訪問させていただきました。大垣市の市役所からは、議会事務局長様と、あと経済部の契約管財課の方々が対応していただきました。

案内資料を頂きました、その資料によりますと、大垣の新庁舎は8階建てでございまして、延べ床面積は2万806.19平方メートルで、免震構造を採用しており、地震や水害などあらゆる災害において防災拠点としての機能を維持しておりますということと、市民の皆様の安心・安全を守る自立型の庁舎であるということをおっしゃっております。

また、大垣市は豊富な地下水や太陽光などの地域資源や自然エネルギーを最大限に生かした環境に優しい施設であるということも言われております。また、さらにその新庁舎からは、大垣城の外堀であった水門川、それから大垣城、伊吹山など、地域のシンボルを見渡すことができ、多くの皆様が気軽に集い、交流できる憩いの場となっていますということもおっしゃっております。

それから、一方、行政サービスの中核地点として利便性の高い市役所としていくため、来庁者に対して、コミュニケーション機能やAI（人工知能）を搭載したロボットを活用し、庁内の案内や各課への誘導サービスを実施するなど、ICT（情報通信技術）をはじめとする最先端の技術を活用した電子市役所としておりますと書かれておりました。

また、その特徴といたしまして、4つ上げられております。

交流の場となるシンボリックな庁舎、多機能で経済的な庁舎、防災拠点となる安心・安全な庁舎、利用しやすく人や環境に優しい庁舎と上げられております。

そこで、我が瑞穂市を取り巻く市町村で庁舎が建設されておるわけでございますが、あるいは既に完成実施計画が進んでおります。そこで、我が瑞穂市の新庁舎の整備については、計画

となる前段階を進めているものの、なかなか具体化はされていないと思っております。不透明な状態で、どうなるのかと分からない状態でございます。

そのような不明な計画の中、令和2年1月28日から2月5日にかけて、総合センター、本田コミュニティセンター、それから巣南公民館において、瑞穂市の新庁舎の建設基本構想に関する住民の説明会が開催されております。また、総務委員会協議会でも、新庁舎の整備について担当部署から説明がなされていますが、その資料である新庁舎建設基本構想について質問をさせていただきます。

まず1つ目でございますが、新庁舎の必要性、基本理念、基本方針、それから機能、規模と説明会の資料にありますが、現在までの進捗状況についてお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいま広瀬議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在までの庁舎の進捗状況についてということでございますが、まずは現庁舎体制の課題というものからちょっと説明をさせていただきます。

1つ目は、皆さん御承知のとおり、平成15年に合併をし、瑞穂市は2庁舎体制を取っております。その中で、あらゆる用件が複数の部署にまたがるときなど、庁舎間を移動する必要性があり、さらにはサービスの低下を招いているという状況の中で、さらにまた職員などの連絡調整についても非常に非効率な状況となっております。

1つ目は2庁舎体制ということと、あと2つ目でございますが、2つ目は、この穂積庁舎でございますけれども、竣工から50年以上がたって、施設全体が非常に老朽化しているため、今後、長寿命化で維持していくに関しては、修繕費用など非常に費用の増大が見込まれるということの課題が2点目でございます。

あと3つ目の課題としては、非常に庁舎内が狭い。現在のようなコロナ禍にあっても、待合会場とか、場所を広げられないことや、執務室が狭いため、プライバシーに配慮した窓口を設けることができないといった課題がございます。

あと、最後に4つ目としては、トイレの入り口などの段差や階段の手すりが使いにくいことなど、非常にバリアフリーへの配慮ができていないことがございます。

これら庁舎に関する4つの課題を解消するため、平成28年度に、この課題のある庁舎について、将来どのようにしていくのかということで、庁舎将来構想を28年度に策定しております。これとともに、同年度に策定しております建物系公共施設個別施設計画のロードマップに、この新庁舎建設の計画も含めております。その庁舎将来構想という4つの課題を持って策定した構想でございますが、この構想でもって、今後は新しい庁舎を建てていくという方向性でこの構想は策定されております。

その後、平成29年度と平成30年度にわたって、庁舎内各部署から1名ずつ職員を選任しまして、新庁舎建設検討プロジェクトチームというものを組織し、この2年間の中で新庁舎建設基本構想、これは基本計画の前の段階の構想でございますが、これを策定させていただきました。

その後、この新庁舎建設基本構想を策定した翌年の令和元年度に、議員の質問にもありました市内3か所において、この構想の市民説明会を開催させていただいております。令和元年度においては、この説明会実施のほかに、庁舎建設の時期を前倒しできないかという調査をするため、民間事業者アンケート調査を行いまして、民間資金を活用した民活型事業方式による庁舎建設の可能性を探り、事業開始時期の短縮を図る方法の可能性や課題を検討させていただきました。その結果としては、設計、建設から維持管理までを含めた公民連携手法について問題はないと。あと、事業への参加意向についても、前向きではあるが、時期や規模によって検討するという意見をいただいております。

現在は、この基本構想における、広く大きくゾーンとして定めております各候補地区について、さらにこのゾーンの中で建築用途、さらには土地取得など、実際に庁舎建設が可能なのかというところの調査を行っているところでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。ただいまのお答えによりますと、空間が狭いか、そういったいろんなところをクリアして新庁舎の建設を計画されているというお話でございます。それと、できれば早く進めていただけるのがいいので、そこら辺も考えていただければと思います。

じゃあ、次に参りますが、新庁舎の整備方針で、各候補地の評価がこの概要の中に出ておるわけですけれども、何のためにその候補地の評価をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、何のために候補地の評価を構想の中でしているかということでございますが、まずこの基本構想の次の段階として、先ほども説明しましたが、これは庁舎内の職員で策定した構想でございますが、次の段階として、市民も含めた有識者らによる外部の検討委員会による建設位置や事業手法など、具体的な検討をしていただいて、次の段階の基本計画の策定を進めていくことになるかと思っております。

その前段のこの基本構想については、何度も申し上げましたが、庁内の職員で瑞穂市都市計画マスタープランというものがあるんですけれども、その将来構想に示された都市拠点、地域生活拠点を中心に大きなゾーンとして選定しておりまして、その基本方針に沿って大きな視点から評価をさせていただいているというもので、今後の基本計画、外部の有識者と検討していただく、その前段階のたたき台として策定したものになりますので、その点、御理解をお願い

いしたいと思います。あくまで、この構想は今後の基本計画策定のための検討委員会で候補地を決定する一つのたたき台となるよう策定しておりますので、よろしくお願いします。

ただ、この基本構想で示させていただいた3つの各候補地区については、先ほども説明しましたが、都市計画マスタープランにおける大きなゾーンとして地区を示していますので、現在、さらに具体的な建築用途、土地取得など実際に庁舎建設が可能なのか、ゾーンではなく点として調査、分析、検討を行っております。それら資料も含めて、市民も含めた有識者らによる外部の検討委員会による建設位置や、さらには事業手法など具体的な検討をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） その今の3つのゾーンを選定していらっしゃるわけですが、点数をつけられている3つの地域の中で、穂積駅の周辺が29点と高いというふうになっておるんですけれども、他の候補地、多少点数、もちろん差があるわけですが、庁舎の建設位置のことで、都市計画のマスタープランで将来構想に示されたエリアとしてももちろんなっておりますけれども、拠点性と、それから利便性、安全性と経済性で、二重丸が5点、一つ丸が3点というように差がついてあるわけなんです、残りが19点とかいうふうになっておるわけですが、本当に21点と2点の差で、ほとんど差がないとは思っておるんですけれども、この内容を見ますと、ほかの施設との連携がそんなに私は重要とは思わないんです。

それから、人口の集積につきましても、穂積駅周辺と、それから旭化成の周辺なんですけれども、こちらにおいてもそんなに、点数は2点差がついておるわけですが、こちら、そこでまた差がついておるわけですね、穂積駅と。私はそんなには変わらないと思っておりますし、そういったことも今考えてはおるんですけれども、これは今のこの資料によりますと、今現在の場所にかにもここに建てたほうが良いというような感じの評価になっておるということは、私思っておるわけでございます。

そこで、穂積駅周辺が29点として高い理由を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 29点という、この3つの地区で穂積地区が高い理由についての御質問かと思いますが、まず何度も申し上げますが、こちらの基本構想というのが、当市の都市計画マスタープランに基づいて庁内の職員でもって策定しております。そういった視点から、この穂積駅周辺が29点と高い理由と、他の候補地がほとんど変わらない理由についてですが、評価結果については、大きな視点を持って細かい評価項目を捉えて評価した結果というのがこの29点になっているんですけれども、評価項目としては、先ほど議員の質問にもありました拠点性に関して、他施設の連携と人口の集積とし、まちづくりのゾーニングとして公共施設の連

携や市内での人口密度を評価している。さらに利便性については、公共交通機関と交通アクセスの状況の評価項目とさせていただいている。さらに安全性については、防災拠点としての安全性と、あと災害時の機能の継続性として、災害に対して安全な場所であり、災害時でも国や県との連携を図れる場所かどうかを評価項目とさせていただいております。

経済性については、用地条件として、庁舎建設について用途地域というものがございます。その用途地域や用地の確保の難易度を評価項目として、それぞれの項目を3段階で評価をした結果となっております。

他の候補地の評価がほとんど変わらない理由としては、冒頭にも説明させていただきましたが、瑞穂市都市計画マスタープランの将来構想に示された都市拠点、地域生活拠点を中心に庁内の職員で選定されているから同じ点数になってくるのかなと考えております。そもそも拠点性のある場所を候補地としておりますので、利便性についても評価点を見てもらえば分かりますように、どの候補地もほとんど差がない状況となっております。

ただし、用地条件については、都市計画の用途地域による部分が大きいので、地域によって大きな差が出ているということが、この構想の評価の中で見られるかなと思います。ただ、これはマスタープランで、まず基本計画のたたき台として庁内の職員で策定しているものでございますので、今後は、やはり建設位置というものは、市民も含めた外部の有識者の検討委員会をもってしっかり検討をして、この候補地を決め、さらには基本計画へと進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今のお話であれなんですけど、今の評価ですね、今後活用されるものなのか。できる評価では私はないと思うんです。そのためにちょっといろいろ質問させていただいているんですが、そのことについてお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、この構想を今後活用していくかということでございますが、もちろんこの活用については、今後、先ほど申し上げました新庁舎建設検討委員会などで、庁舎の位置の決定や基本計画を策定していく上での資料として活用していきたいと考えています。

ただ、この基本構想で示させていただいた3つの各候補地区については、大きなゾーンとして地区を評価させていただいているというものでございます。現在は、さらに具体的な建築用途、土地取得など、実際に庁舎建設が可能なのかということで、先ほども申し上げましたが、ゾーンでなく、点として調査、分析、検討を行っていますので、それらの資料も含め、市民も含めた有識者らによる外部の検討委員会により、建設位置や、さらには事業手法など、具体的

な検討をしていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 分かりました。

それでは、今度は整備のスケジュールについてでございますが、このスケジュールは、基金を積み立てて、2032年ですか、12年後には供用開始ということになっておるわけですが、これから12年も先になる構想でございます、そこら辺のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今後のスケジュールということでございますが、今後のスケジュールにつきましては、最も重要なことは、建設位置、そして事業手法を決定していくこととなります。

先ほども説明しましたが、令和元年度に実施した公民連携による庁舎建設の実現性では、どの位置でも可能性があり、新庁舎の建設位置を決めることができれば、庁舎建設は可能という結果をいただいております。ただ、この庁舎を建てていくには、やはり問題となるのが非常に多額の事業費がかかること、さらに市民のコンセンサスが必要になるということから、そういった課題を踏まえて事業を進めていかなければならないということになってきます。

現在の構想におけるロードマップで示したスケジュールとしては、一応令和7年度までに基本構想の次の基本計画を策定し、令和8年度に詳細設計し、非常に長い期間ではございますが、令和14年度に供用開始といったロードマップになっているかと思えます。

やはりそうした状況の中、先ほど申し上げました財源確保の課題についてが問題となっておりますので、この庁舎建設においては、その一つの財源確保という視点から、庁舎建設における国の補助金メニューとか、そういったものも探っていかなければいけないということなんです。そういったメニューがないという中で、現在基金を毎年2億円を積み立てて、一応本年度末で8億円の積立てを予定している段階でございます。

今後は、国のほうの国土強靱化地域計画の策定などもございます。新たな補助金のメニューも期待されますので、財源の確保と市民の方の意見を取り入れながら、まずは位置の決定を行って、新庁舎建設事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 新庁舎の整備のことなんですけれども、4年前の平成29年から基本構想など取り組んでみえると思うんです。それは、いかにも長いし、計画性がなかったのではない

かというふうに私は思いますし、4年もかけて取りまとめた基本構想ということなんですけれども、決定事項は、私、今いろいろお聞きしていると、ないような気がいたします。

それで、これから12年、取りかかった平成29年からしますと、16年先のことを検討するということになりますけれども、早くから取り組み、4年間何もなかったということで、早くやり過ぎたのではないかと思われるんですけれども、その点はどのようなお考えでございますか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの議員の指摘のとおり、この構想で示させていただいたロードマップ、非常に長期間に及んでおります。そういった中で、元年度に、公民連携の手法で何とか庁舎建設を短縮できないかというところでもちょっと検討したところではございますが、やはり問題は非常に多額の事業費がかかるということと、市民のコンセンサスが必要であるということで、近隣の市町は国の補助メニューとか、さらには合併特例債というものが活用できるということがございます。ただ、当市の場合は、合併特例債も消防署の建設、さらには小・中学校の空調、耐震などもその合併特例債を活用してきた中、この財源を使えないという中で、やはり大きな問題の中で、計画としては毎年2億円ずつ積み立てて30億円、15年間かけて、29年度から始まったんですけれども、そういった計画となっておりますので、やはり大きな問題は財源の問題というところで今は考えております。

ただ、そういった中で、国の補助メニューとか、何とか探って、この期間を短縮できないかというところで今調査・検討をしておりますので、御了解していただきたいと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今のお答えの中で合併特例債、先日、大垣市は50億を使われているという計画でございましたので、瑞穂市に対しても、本当にそのお金があるのであれば、また新庁舎の建設の予定があるというのであれば、やっぱりこういった大きな事業でございますので、計画をしていただければよかったかなあと私は思っております。

最後の質問になります。

市民にとって、本当に長期的な利便性・効率性の高い行政サービスを考える上で、現在の市役所の立地は、私は適当じゃないと思っております。現在の市役所は瑞穂市の東南部に位置しておりまして、人口重心、面積重心において、私は不適正であると思っております。それから、周辺の土地活用になりますが、こちらのほうは今現状、飽和状態でありまして、旧穂積町と旧巢南町時代、それぞれの公共施設の再整備と統合も図る上で、公共施設の集積できるキャパシティが足りないというか、付加価値の高い土地、地域に立地する必要もなく、経済的にも適正ではないと私は考えております。

そこで、庁舎の整備について、最後になりますが、市長の見解もしくは方針がございましたら、瑞穂の将来に向けてどのように考えておられるのか、お聞かせください。よろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 先ほども申し上げさせていただきました、現在瑞穂市での庁舎建設に対する補助金メニューはないという中で、国土強靱化地域計画の策定などにより新たな補助金の創設が期待されますので、そういった補助金の活用について、常に情報収集を行う必要があると考えております。

また、災害に強い庁舎の建設には、やはり議員の御指摘のとおり、建設位置の決定が最重要課題の一つと考えていますので、今後は市民の皆様と一緒に考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員の瑞穂市新庁舎の基本構想についての御質問にお答えをさせていただきます。

庁舎については、私が今さら申し上げるまでもございませぬが、瑞穂市を取り巻く全ての市町が庁舎の建設が終わったり、あるいは建設中、または用地が決まっているといった状況です。瑞穂市でも、庁舎建設に向けて新庁舎建設基本方針を策定し、今年の1月から2月にかけて総合センターなどで市民の皆さんに瑞穂市新庁舎建設基本構想に関する住民の説明会を開いています。この構想にある新庁舎の整備方針で、各候補地区の評価がなされています。この穂積駅周辺が29点と一番高く、他の候補地はほとんど変わらない状況でございます。

総務部長からも皆さん方にお答えをしておるとおり、今までは面で考えていたのが、候補地を点で考える、場所を指定して考えるといった候補地の選定に今進んでいます。

少しお話は変わりますが、新庁舎建設に関して、総務部長も答えておりますが、何が問題になるかという、財源になります。合併した市は合併特例債があります。瑞穂市の場合は人口が増えており、教育施設や消防署の活用で合併特例債を充てています。また、この庁舎、古いんですが、耐震性能はあるということから、国のほうの補助金や起債のメニューにある耐震が不備な庁舎にも当たらず、それを受けることができないということになっています。

この瑞穂市の今の状態を国のほうに行って何かいい制度はないかということで、この説明会、1月から2月にかけて終わった段階で、今年の4月ぐらいに国のほうに出向いて行って、この庁舎建設に向けて何かいい方策はないのかということでお聞きしに行くはずでしたが、このコロナウイルス感染症の関係で、国のほうもノーということでしたので、先月の11月6日にやっと思行くと行くことができました。

これは要望ではありませんので、瑞穂市から国の経産省のほうに行っておられる方を頼りに、



総務省の自治財政局地方債課のほうで説明を受けてきました。そのときに、事前に瑞穂市の情報を出しておりましたので、国土強靱化の地域計画は策定はしております。そして、合併特例債も使い切っている。そして、耐震性能もある程度の性能はある庁舎ですよというお話を事前にしてあります。向こうへ行ったら、担当者の方から、市町村役場機能緊急保全事業というのは御存じですかと言われてました。それは、1つ目には耐震性能が不備な庁舎に受けられる起債であります。国のほうから有利な起債が受けられる。2つ目には、洪水地区、浸水地区に庁舎があれば、例えば高台などに移転するときには国のほうから支援がいただけるお話を伺ってきました。

しかし、その今の起債事業が、平成28年に我々のほうに通知があつて、そして29年からスタートして、本年度、来年の3月でその事業が終了してしまいます。国のほうの方といろいろやり取りの中でお話を聞きました。高台に移転する、今国交省のほうで進めておられます高台のまちづくり、まちづくりと一体となった、災害対策と一体となった庁舎を造るのであればいいのではないかというようなお話も受けてまいりました。私どもが、その洪水・水害に遭う地域、浸水想定区域から高台に移転するような発想がその当時にあれば、もっと状況は変わっていたかもしれません。

総務部長から答弁でお答えしておりますが、今までは面で捉えていたものを、これからは点で、そこに建設できるかどうかというのをしっかりと調べて、調査をしていきたいということをおっしゃっています。私は、私の今の考えですが、この庁舎を市の中心部に、国交省が進める高台のまちづくり、まちづくりと一体となった災害対策、水辺環境の創出などの考えの下に、庁舎を高台に移転するというのを、その点の中の一つとして提案をしていきたいということをおっしゃっています。

近年多発する自然災害や激甚災害への対策を考えると、市民の皆さんの命と財産を守る、暮らしを守るには、やはり市民の皆さんが安心して、そこに防災の拠点の庁舎がある、そしてその高台に避難所となる総合体育館がある、そして避難場所となる市民野球場がある、消防署も将来的にはそんな高台に移すということが、この今の瑞穂市にあつては一番のひょっとしたら方策といたしますか、遅れてしまった庁舎ゆえ、そのぐらいの大きな計画を立てないと、市民の皆さんには理解を得られないということも考えております。

私の政策の中のマニフェストに、市民協働による市役所庁舎の早期整備というのがあります。これは、市民の皆さんと一緒に考えていく庁舎でもありますが、もう一つの意味は、市民の皆さんにも考えていただきながら、そして市民の皆さんにも苦勞をしていただき、我慢をしていただき、そんな市民の皆さんの手で作る庁舎の建設を考えています。

今日おられる議会議員の皆さんも市民のお一人です。これから、この来年の3月で切れてしまいますその事業を国のほうに要望して、また引き続きその事業があることになるのであれば、

これから12年先の庁舎の完成が早まることも考えられます。私は、先ほど来申し上げておりますが、市の中央部に高台に移転するというのを、私の今の政策といいますか、思い、そして私が総務省のほうから財源確保に聞いてきた内容と、私の庁舎に考える、庁舎に対する思いの一部を今日は答弁をさせていただきました。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 市長、ありがとうございます。

本来に来年の3月までに切れるということでございますけれども、早急にまずは市役所の位置決定をしていただき、それに沿って計画を進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 1番 広瀬守克君の質問を終わります。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

今回は、私、3つのテーマで質問をしたいと思っております。

1つは、本田地域のまちづくりということで質問させていただきます。2つ目は、放課後児童クラブについて。そして3つ目については、下水道事業についてお尋ねをしたいと思っております。

近年、本田地域では生活道路が整備をされた関係で、その道沿いに今新しい家が次々に建てられております。これまであった田んぼがどんどん削られていると。そして、新しい家が建っている、そんな現状になります。これを数字的に見てみますと、10月末で比較した人口なんですけれども、この5年間で人口の増加率、瑞穂市全体では3.3%増。これに対して、本田では7.4%増と倍以上の伸びがある。直近の2018年、19年、20年、それぞれ1年間ごとの人口の伸び率を見てみますと、瑞穂市全体では0.8%、0.6%、そして0.5%と若干ずつ減少傾向の伸び率となります。それに比べ本田地域では、これが2.0%、1.1%、そして2.2%と非常に著しい人口増加が見られます。

しかし、その一方では当然様々な問題が出てきております。子供たちが安心して遊べる公園、あるいは、災害時などに一時避難場所としても活用できる大きい公園がない。また、学童保育に入れたくても定員を大幅に超える希望者があり、初めから申請そのものを諦めてしまっている。また、新しい道路もありまして、交差点での出会い頭事故も多く見られます。それから通学路、子供たちの通学に危険な箇所も多々ある。こういった早急に解決をしなければならない

問題があると思います。

そんな中で、本田地域のまちづくりについて質問をさせていただきます。

以下、具体的な質問につきましては、質問席のほうからさせていただきます。よろしくお願  
いします。

では、順次質問させていただきます。

今、市のほうでは、緑の基本計画（案）というものが策定されて、多分昨日までだと思いま  
すけれども、市民の方に意見を求めている、そういったパブリックコメントが実施をされてい  
るところであると思います。

そこで、お尋ねをさせていただきます。

この緑の基本計画（案）では、市内の各地で都市公園の不足エリアが見られる、そんなこと  
が書いてあります。具体的には、今の都市公園の現状と今後の課題についてどのように認識さ  
れておりますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、都市公園として整備されているものが24か所ございます。

都市公園法による1人当たりの標準面積は10平方メートルとなっております。瑞穂市の現状は  
1人当たり3.5平方メートルで、大きく下回っているという現状がございます。

瑞穂市は、人口が増加している若い世代のまちであり、子育ての支援や健康づくりの場、高  
齢化社会への対応を図った憩いの緑づくりが求められ、近年では本田団地の東だとか、牛牧団  
地の西側、この辺りを見てみますと、南北の道路の基盤整備が整った地区で、住宅がすぐさま  
建ち並び、計画的な新規の公園配置や既存公園の再整備の検討が求められています。

この現状を踏まえまして、今回策定しています瑞穂市緑の基本計画（案）の中では、都市公  
園のほかにある緑地等公園や児童遊園地などの緑地の配置状況を踏まえ、都市公園等の不足し  
ているエリアの整理を行っているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 都市公園について見ますと、平成15年の合併がありましたけれども、そ  
れ以降、整備された都市公園というのは、現在下穂積のほうで準備してみえる、それも含めま  
しても、合併後9か所の都市公園が造られていると。そのうち牛牧地区が6か所、穂積地区が  
3か所という状況で、本田地区では一切、合併後造られていない状況にあります。また、本田  
の隣である生津校区につきましては、区画整理が行われたという関係で、既に穂積町時代から  
造られ、今では10か所の都市公園があります。この本田校区にあるのは、本田団地の西側に細  
長いせせらぎ公園が1か所あるのみという現状であります。

では、先ほど述べられました計画案につきまして質問ですけれども、先ほどは緑地全体とし

て見るというお話もありましたけれども、この計画案を策定する前に、緑に関する市民アンケート調査が行われたと思います。そして、その結果も踏まえた今回の計画案というふうに思いますけれども、市民の方々からこういった公園についての利用状況、あるいはそこを使ってみてやってみたい、そういった市民の要望についてはどのようなものが出ておりましたでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この計画を策定するに当たりまして、平成30年度に市内在住20歳以上の方2,000人を無作為に抽出しましてアンケート調査を行っております。このうち768件の回答をいただいております。内容につきましては、緑のまちづくりに関して、公園・広場に関して、景観に関しての11項目とその他自由意見を回答していただいておりますのでございます。

緑の満足度といった点では、学校等公共施設や河川沿いの緑への満足度は高いわけですが、駅周辺の緑に対しては満足度が低くなっており、公園・広場では、維持管理の充実と既存公園・広場の再整備といった意見が多く、また、のんびりくつろぐための売店だとか、カフェの設置といった意見もありました。

今後、公園・広場等が有するレクリエーション機能、それから防災機能、景観形成機能、環境保全機能をはじめ、社会資本として地方創生、地域振興といったグリーンインフラの整備をさらに推し進めていくために、市民と協働で取り組んでいくことが重要であると考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長のほうからもアンケート調査の結果について多々お話がありました。そういった中で、公園の希望というのは、そこでゆっくりとしたい、これは率直な希望だと思います。願いだと思えます。そういった中で、先ほども言いましたように、人口が増加している本田地域、ここが宅地化が進んで、田園地域というこれまでのイメージが大きく変わってきている状況があると思えます。そういった、逆に言えば、より要望も多いというふうに思えます。

それでは、今後の都市計画の整備計画、こういったものは具体的に何かあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在策定しております瑞穂市緑の基本計画（案）におきましては、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能の都市における4つの機能を踏まえまして、この計画の中の基本理念としまして、「新しい時代に市民とともに育む瑞

穂の緑づくり」といたしまして、市民と一体となってつくり上げていく緑の将来像を掲げております。

その将来像に向けて、先ほど御説明いたしました公園等が不足するエリア、こういったところで街区公園の誘致距離、地元からの整備要望及び地権者との合意形成を勘案しまして、公園整備候補地を選定した上で、それぞれの計画内容、事業費などの検討を行い、併せて整備の優先づけをして進めてまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 先ほどの基本計画案によりますと、2025年度までに都市公園2,500平米、つまり多分1か所、そしてそれ以降2035年、今から見ると15年ぐらい先になりますけれども、5,000平米、2か所ぐらい増やしたいと。合わせて今後15年間で3か所という規模が具体的な数字としてもう出ております。しかし、先ほどの公園が不足するエリアというのを見ますと、結構広い範囲で存在していると。果たしてこれで足りるのかどうか、非常に大きな問題ではないかと思っております。

先ほど述べましたように、本田地域で都市公園の整備が遅れているということで、先ほどの緑に関する市民アンケート調査の結果によれば、本田地域では、既設の公園や広場の再整備、公園や広場の維持管理の充実、こういった要望が、ほかの地域に比べて高くなっているとわざわざ指摘までされている状況にあります。

そんな状況を踏まえて、この9月には、本田自治連合会より、本田校区の全ての自治会長と区長の同意を得て、都市公園整備に関する要望書というものが市長宛てに出されております。その要望書では、住宅建設の伸展により緑地保有率の減少が進み、住民の意に反して、潤いのない、緑地率の低い市街化の形成が進められていると訴えられております。そして、具体的な候補地まで示して要望が出されております。

また、小さい子供さんを持った方々からは、身近なところで遊べる児童公園の整備もぜひ進めてほしい、こういったことを早急に整備する必要があると私は考えておりますけれども、市のほうの見解はどのようなものでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員から御発言がありましたように、本田地区からは、本田小学校区の区長・自治会長さんの連名で、この公園、4つの先ほど申しました機能のうち、防災機能を有する都市公園の整備の御要望をいただいております。このほかにも、他の地区におきましても、住宅の宅地化の進行に伴いまして、レクリエーションとしての機能を持つ公園の整備をほかの地区でも要望いただいているところではございます。

今後は、緑の将来像に向け、公園等が不足しているエリアの解消により、適正な配置を進め

ていくため、街区公園の誘致距離、地元からの整備要望及び地権者との合意形成を勘案した上で候補地を選定し、それぞれの計画内容、事業費などの検討を行った上、公園整備優先順位をつけて順次整備を行っていきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。先ほどの連合会からの要望書でいけば、地元の要望が非常に多い。そして、具体的な候補地として、一定、その所有者とも話をしがてら提案されているということですので、そういう意味では、非常に優先的にしていただけるのではないかと、そんなふうも考えたりしております。

そんな中で、この緑の基本計画（案）について、レクリエーション系統における配置計画というものがあります。そして、その中でこのような記述があります。

中山道のもつ貴重な歴史的風土と資源の利活用面での高い潜在能力を活かすため、沿線の修景整備や街道散策の小拠点となる緑地・休憩施設の整備を検討し、中山道ルートによる散策が楽しめる空間の演出を図り、魅力の向上に努めますというような記載がされております。

これまで中山道といいますと、市が取り組んできたこと、美江寺宿、あるいは小簾紅園などの整備、こういったことが非常に事業として進められてきた、そんなふうに思っておりますけれども、中山道という街道本来の道といった重要な要素についてなかなか整備が進まない。点ではなくて、線としての価値をどのように見だしていくのか、そういった必要性があるのではないかと、そんなふうに私は思っているところであります。市民が歴史に親しめる散策路としてぜひ生かしていきたい、そういった考え方だと思っております。美江寺から河渡までの間に休憩所を幾つか設けることも今後必要ではないかと。ぜひこれは検討をお願いしたい。

しかし、その前に非常に問題点が残念ながら現実にあります。今の中山道、歩行者が安心して行き来できる道路になっていない。これを造っていく必要があるのではないかと、そんなふうに思います。

特に、本田代官所跡地辺り、そこら辺は特に道幅が非常に狭くなっている。車の擦れ違いはなかなか難しい。ましてやそこに歩行者がいれば、片一方は必ず止まらなければならない道路になっております。かつ、道路の横側にある側溝というものも非常にがたがたになっていて、自転車の通行、あるいはお年寄りが手押し車を引いていこうとするのも非常に危険な状況になっております。小学生が朝、通学路として横断している交差点もあります。この安全確保は、非常に急務ではないかと思っております。地元自治会では、北方警察署との話し合いをして、取りあえず自動車の速度制限については30キロ規制をかけることがこの10月から実施をされております。しかし、まだまだ本質的な解決には至っていない。

そういった意味で、この中山道を市民の散策路として整備していく。そして、その前提とし

て安全な道にしていく、そういった方向性をしっかりと定めて進めていく必要があるのではないか。そういった意味で、ぜひ市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの関谷議員の御質問の中で、基本的に中山道をこの緑の基本計画の中に位置づけているのは、やはり緑としてのロケーションを重視しております。

ちょっと質問の内容としては、道路の安全性というところを今言われたように聞こえましたが、市においては、どちらかといいますと、緑のロケーションをつくるために、美江寺宿から小簾紅園まで、どちらかというところを中心に今整備が進んでいるところでございます。

中山道の沿線各所には、岐阜県の中山道統一デザインの案内標識を設置して、散策者の道しるべとなるような街道筋の歴史的地物の案内を行っているところでございます。小簾紅園東側の休憩所には、中山道PRのためのデジタルサイネージにより、小簾紅園と和宮、呂久川、中山道、美江寺宿、瑞穂市の5つの分野について、画像を使って小簾紅園をはじめとした中山道を紹介しているところで、美江神社には中山道美江寺宿歴史解説サインを設置するなどして美江寺宿の案内を行っているところでございます。歴史的風土と資源を利活用した和宮保存会による和宮の例祭や美江寺自治会によるお蚕祭り、美江寺宿場祭りなどは中山道の魅力発信の一翼を担っているところでございます。

今後、中山道を資源とした地域の歴史的資源の継承・保全への取組、中山道を散策する観光ルートとして民間企業としての取組、教育活動・広報活動を強化した行政の取組等、それぞれの役割を理解して、歴史と緑を融合させた相互の協働による緑のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっと再質問的になるとは思いますがけれども、中山道について、緑のロケーションという観点からも当然あるとは思いますがけれども、そういった点において、じゃあ線としての街道としての位置づけも必要ではないかと思うんですけれども、その点ではどうでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市内の中山道を見ますと、やはり美江寺宿から河渡宿へ行くこの街道筋というのが、なかなか我々として整備する資源というのが、代官所跡とかというのは十分承知しております。散策する方も、河渡宿から美江寺宿へいきなり飛ぶわけではございませんので、その沿線上で休憩所が必要だというお話も十分分かっております。そういったところにつきましても、従来から御質問いただいております。その辺りも中山道の魅力発

展のために、今後検討の中に入れて進めてまいりたいと考えております。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） ぜひ検討を深めて進めていただきたいとお願いをいたします。

では、2つ目のテーマであります放課後児童クラブについての質問に移っていききたいと思います。

放課後児童クラブは、瑞穂市放課後児童健全育成条例の3条と5条で、小学校区ごとに市内の小学校に通う児童、つまりは1年生から6年生までの児童を対象にして実施すると規定をされております。

ところが、現在来年度の利用案内が配付されておりますけれども、それを見ますと、利用調整というものが一番最初のページと中ほどにも記載がされておまして、定員を超えた場合には低学年の児童を優先することが記載をされております。これは、希望者全員を受け入れることができないからというようなことも、ある意味では明示しているような書き方になっているのではないかと、そんなふうに思います。

そこでお尋ねしたいと思います。

今年度、本田小学校のクラブでは、事前に新しい1年生の希望者が非常に多いので、3年生までしか入れてもらえない、そんな話が伝わってきておりました。昨年度も同様のような話を実は聞いております。

そこでお尋ねですけれども、今年度申込順に受け入れることができた学年、全部で今クラブは7か所あると思いますけれども、そのクラブごとに何年生まで申込みの受付ができたのか、教えてください。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度4月1日現在では、それぞれの小学校におきまして利用申込みのあったクラブにつきましても、全ての学年の児童が利用できております。具体的に申し上げますと、生津小学校、本田小学校、牛牧小学校は1年生から6年生まで、穂積小学校、西小学校は1年生から5年生まで、中小学校、南小学校は1年生から4年生まで申込みのあった方は全て利用ができております。以上です。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今の説明でいきますと、穂積小のクラブ、そして西小のクラブは5年生までしか受け入れなかったけれども、ほかのところは申込みを全部受けたという理解でいいわけですね。



○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 希望のあった申込みということで、希望のあった申込みを全て受入れができましたというところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 端的に言えば、事前に申請を諦めた人については当然分からないから、受入れできたとかできないとかいう問題じゃなくて、そういうお答えだと思いますけれども、今月の10日に開かれました文教厚生委員会の協議会で頂いた資料を見ますと、本田、穂積、南小のクラブは、毎年登録者数が非常に伸びていると。特に本田と穂積は、本年度大きく伸びていることが具体的にグラフなんかで示されておりました。また、生津小や南小では、定員ぎりぎりのところの申込みがあるというふうになっていると思います。

本年度、そして来年度については、コロナの関係ということがありますので、実際の申込みがどの程度になるか分かりませんが、基本的なトレンドとしては、今後もこういった放課後児童クラブへの希望者が増えていくというふうに私は考えていいのではないかと考えております。逆に言えば、施設を増やせば、その分の申込みが出てくるのではないかと、そういったこともあると思います。

そういった意味も含めまして、今後、希望者全員が利用できるクラブにしていくためには、例えば事前に地域での希望者調査を進めていくことを前提にして、必要な施設と人員を確保していく必要があると思いますが、そういった面での対策はどのように進められているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 保護者の就労形態の変化やフルタイムの勤務を希望される方が増えていることから、放課後児童クラブを利用する児童は、平日、長期休業期間ともに年々増加しております。そこで、放課後児童クラブを利用したい方にお応えするため、施設や人材の確保を行ってきました。

昨年度は、本田小学校、穂積小学校におきまして部屋の増設を行い、受入れ人数に合った指導員、サポーターの確保を行いました。そうすることで、保護者の希望に沿った同じ小学校区内での安心・安全な放課後児童クラブの運営を行うことができました。

ほかには、民間事業者による放課後児童クラブの開設を行いました。そして、利用を希望される児童を全て受け入れることができるように、昨年度からはタクシーによる送り届けを行っております。この場合、利用を希望する児童をほかの小学校区のクラブでお預かりすることになりますが、安心・安全にお預かりするよう努めてまいりました。

昨年度、小学校で部屋の増設や民間事業者による放課後児童クラブの開設を行ったことで、

今年度のタクシーによる送り届け事業を利用された方はおりませんでした。今後も放課後児童クラブを利用されたいという需要は高まると考えておりますので、引き続き施設や人材の確保に努めるとともに、民間事業者による放課後児童クラブの開設を促していきたいと考えております。

また、人材の確保につきましては、市独自で毎年子育て支援員研修を開催しています。研修終了後は、放課後児童クラブ指導員としてそのまま就労につなげていただけますよう、今後も受入れ体制の拡充に努めてまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） つまりは、1つは市としても独自に施設と人員の確保を進めていきたい。そして2つ目には、民間事業者も活用していくと。そして、研修会等も市独自で進めて、そういう人材も確保していきたい、そういうお答えだったと思います。

それでは、なかなか施設を増やすのが難しいというお話は前から出ておりました。本田でも穂積でもなかなか進まなくて、やっと昨年、それが実ったということだというふうに聞いております。そういった意味で、今後計画的にこれを増やしていく、特に今後増える見込みのあるところを中心に増やしていくのを計画的にしていく必要があるのではないか。例えば、施設として空き家などを活用するというのも一つの方法だと思います。今後、少人数学級の問題等も含めて、学校の空き部屋もそんなに期待できる話でもないと思いますし、そういったことも含めて、こういったことを実現することが可能かどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 確かに教室を増やしていくことというところはなかなか難しいのかもしれませんが、今後は学校の空き部屋等も利用していきたいというのは根本にあるんですけれども、ほかに例えば長寿命化計画に基づきまして、例えば体育館とかを触るときに、部屋の確保とかもできれば、そのように行っていくということも検討に含めていきたいと思っておりますし、それに加えて、民間の方々にやっていただくところも今後も促していきたいというところで、今年度におきましては、2事業者ほど御相談には見えておりました。ただ、来年すぐにできるかどうかというところは、ちょっとまだ確定的ではございませんけれども、そういった業者もお見えになりますので、そういったところのお力も借りながら進めていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 一応再々質問的になりますけれども、今、体育館などを直すときに、部屋を造って、そういったものも造っていきたいと。それは学校の長寿命化計画の中でしていく

という話でありましたけれども、じゃあ、これは具体的にいつ頃体育館がそういったことで造られるのかということがある。これが遠い将来であれば、当面のこととしては活用できないのではないかと思いますので、それを1点聞きたいということ。

それから、私は市が責任を持ってこういったことは進めていかなければならない、そんなふうに思っておりますけれども、民間の業者さんを活用するメリット、あるいはデメリット、こういったものはどのように認識されているのかということについて若干お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 体育館をちょっと活用するということは、まだ長寿命化計画を今策定中でございますので、すぐにここで答えることはちょっとできません。申し訳ございません。

あと、民間を活用することのメリットというところといいますと、民間ですと、まず職員が市のほうで管理するという事はなくなりますし、あと民間ですと、民間の受け入れられた先生の、例えば具体的に言いますと、外国の方を先生として受け入れられたとしたら、その方の外国の言葉に接する時間が長いよとか、そういったところのメリットもございますし、そういったところもあって、あとは補助金も国の制度に基づきまして、国・県・市と3分の1ずつという形ですけれども、補助金を出してやるということもできますので、そういったところもメリットかなと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） じゃあ、ちょっと突っ込んで聞かせていただきたいんですが、今、民間でやるメリットとしては、1つは人員の管理をしなくてもいいということ。2つ目には、特色を生かして一定自由にできるのではないかと、そんなような話があったと思います。

職員の管理、これはじゃあ民間でも簡単にできるのか、そういう問題もあると思います。そういう意味で、例えば現在実際に開かれている民間の業者さんによる実際のクラブのほうで、そういった問題も市としてきちんと把握をして進めておられるのか。そこら辺の連携はどうなっているかについてお聞かせ願いたいのと、補助について、今、国の制度に基づいてしているという話ですけれども、民間の業者を進めるということであれば、プラスアルファをして、市の独自の助成もしていくということも、ある意味では必要で、そこら辺がないとなかなか進んでいかないのではないかと、そんなようなことを思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいま穂積地区のほうで、1か所民間でやっていただいているところがございますが、そちらのほうとは定期的に協議とか、会議的なものをさせていただきま

して、意見の交換をしておりますし、そういった民間に関しましては、開設準備のところはもちろんのこと、借りられている借地料とか、そういったところも補助で賄っておりますし、クラブへの送迎等あれば、そちらに関しても支援しております。また、指導員の方々に対しましても、キャリアアップとか、そういった研修等に対しても優遇的に補助事業として行っておりますので、そういったところで連携は取ってやっております。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、少し話を変えますけれども、障害児の受入れの問題についてお尋ねをしたいと思います。

今回の、先ほど言いました利用にある申込書の記入欄の中に、利用児童の様子ということで、アレルギー体質があるのか、あるいは障害などについて記載をするということになっております。障害があったからといって、学童保育のほう、放課後児童クラブのほうを受け入れない、そのようなことは多分ないとは思いますが、そこら辺のことはどのようになっておりますでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの障害のほうですけれども、障害があることを理由にして受入れを拒否するようなことは行っておりません。

保護者から、児童につきまして問合せや相談があった場合には、希望する放課後児童クラブにおきまして、保護者の方とチーフ、市の保健師や担当者との面談を行っております。現状を確認、納得された上で、利用されるのか判断をしてもらっております。相談の結果、放課後児童クラブを利用される場合、放課後等デイサービスを利用される場合と分かれることがあります。また、併用される児童もお見えになりますが、障害があることを理由に受入れを拒否するようなことはありません。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） しっかりとフォローされて進められているという認識で今お伺いをしました。

それでは、今実際に障害を持った児童さんは何人ぐらい受け入れているのかということと、例えば、それに伴って一定の人員を増やして対応するということはあるのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 障害児の人数の把握ですが、そちらは見た目では判断できないので、そういったところは把握し切れておりません。

また、保育所からとか、いろんな情報等は聞いておりますので、この方はこういった状況だよというのは聞いておりますので、そういったことが分かっている方は見えますので、そういった方が入っているところは、サポーターを加配して対応していたりとか、あと臨床発達心理士という方が今見えますので、その方が各クラブを回ってみえまして、そこでサポーターの方々とかに指導をして回っておりますので、そちらでいろんな指導をいただいた形でクラブのサポーターをしておりますので、そういった形で頑張っております。よろしくをお願いします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。なかなか手厚くやっただいているという理解をさせていただきます。

次に、4つ目の質問でありますけれども、先ほど支援の方、サポーターの方、いろいろ見えますけれども、なかなか人が集まらないという話もよく聞く話であります。そのたびに、何とかボランティア的をお願いをしている状況もあるのではないかと思います。これは、やはり何といても賃金があまりにも安過ぎるのが一つの原因ではないか、そんなふうにも私は見ております。

例えば、施設の責任者であるチーフの方が月額で13万9,069円、サブチーフや指導員の方は時給で1,059円、サポーターは1時間946円といった状況だというふうに聞いておりますけれども、責任ある指導員を務めていくという意味で、この待遇が本当に果たしているのかどうか、今後検討していく必要があるのではないかと、そんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 指導員やサポーターの給料につきましては、今年度からは一般職の非常勤職員として、瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、ほかの会計年度任用職員と同様に規定されております。

また、勤務時間や放課後児童支援員かそうでないかなどの条件によっては変わってきますが、近隣自治体を確認してみました。比較した結果、指導員では、近隣自治体は時給970円から1,060円の範囲となっております。瑞穂市は、議員おっしゃったように1,059円となっております。またサポーターでは、近隣自治体は時給875円から950円の範囲となっております。瑞穂市は946円です。以上のように、指導員、サポーターともに賃金が低いということはないと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 確かに今お話がありましたように、近隣の市町と比べますと、ほかの市

町の高いところに大体瑞穂市の場合はいっているという説明だったと思います。そういう意味では一ついいとは思いますが、じゃあ果たして本当にこれでいいのかどうか。客観的に見た場合に、例えば専任的にやっていただく方が14万弱ということも含めて、やはり今後の検討課題として、ぜひお考えをしていただければありがたいなと思っております。

では、続きまして3つ目のテーマ、下水道事業についてお尋ねをしたいと思います。

上下水道事業審議会の答申があったのは、平成21年2月でした。それから既に12年近くがたとうとしております。

このような状況にあって、先ほど午前中にも松野議員からいろいろ質問がありました。その一方、本田団地のほうでは、日々困った状況も発生しているというふう聞いています。しかし、今の計画でいけば、本田団地での下水処理の移行というのは、計画どおりにいっても、5年以上先になっていくのではないかと、そんなふうに見ておるわけでございます。

今、このコロナ禍の下で、今後の財政の見通しも不透明であり、下水を含めた大型の事業をこれから幾つも抱えている状況にあると思います。このような状況を踏まえて、今改めてこの私、下水道事業を考えますと、少し大きく言えば3つの問題があるかなというふうに思っております。

1つは、今言った財政的な問題。そして2つ目には、処理場予定地の住民・地元との合意形成。そして3つ目には、PPP／PFI導入の是非について、これはいろいろ議論があると私は思っておりますけれども、そういったことについて。大きく見ると、この3つほどのことが問題ではないかなあと思っております。

本日の質問におきましては、その話の前段になる非常に基礎的なところで質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、今年の6月議会の松野貴志議員の一般質問において、環境水道部長さんより8月から牛牧地域、そして本田団地地域の市民の皆さんに対し、順次説明会を開催するといった答弁がなされておりましたが、その進捗状況について報告をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、関谷議員の御質問にお答えします。

下水道事業の説明会については、まず初めに、8月19日に瑞穂市自治会連合会の理事会にて、本年3月に岐阜県知事との下水道事業計画協議が了となり、同月、岐阜県により都市計画事業認可の告示を受け、本年4月より事業着手している旨をお知らせいたしました。

また、この事業着手に伴い、事業計画区域の自治会を対象とした説明会を今後随時開催していく予定であるということもお伝えしました。同様の内容を7校区全ての校区連絡会において御説明しました。その後、本田団地の5つの単位自治会を対象とした説明会を、9月29日から各自治会ごとに5回開催させていただきました。

また、JR東海道線以南の牛牧地区を対象とした説明会を開催するに当たり、対象自治会長に説明会日程について相談をしましたところ、新型コロナウイルス感染症の第3波が到来し、このような状況下では、とても自治会として人を集めることはできないとの御意見がありましたので、市として早く事業計画区域内の皆様にお知らせしたいということから、今月12月号の広報紙に、説明会を開催した場合どのようなことをお伝えしたいかという内容をまとめたものを、下水道事業のお知らせということで挟み込みをさせていただきました。しかし、文書では伝わらないことが多いので、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、時期を見て、改めて説明会の開催を行っていきたいと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） コロナを心配する地元自治会との協議ということで、今回開催できなかったということについては理解できますけれども、先ほど部長さんも言われましたように、文書の配付だけでは、現実には後々問題を残す結果になりかねないと思います。

たまたまですけれども、二月ほど前に牛牧団地の住民の方とお会いして、その折に、下水のことについてどんなふうに聞いているかというふうな話をさせていただきましたけれども、全然知らない、よく分からないというような、それは奥様でしたけれども、お話があり、なかなかこういったことはきちんとやらないといけない。そういう意味では、今後丁寧な説明会をきちんとやっていくということが、やっぱり最低絶対必要ではないかと思います。

そこで、2つ目の質問ですけれども、さっき述べました審議会の答申から12年近くがたったという中で、この間の12年といいますと、結構な年月がたっております。その中での状況の変化等もあるかと思えますけれども、そういった意味での計画の見直しがこの間必要であるのではないかと私は思っておりますけれども、そういったことはされたのか、あるいはどうかということについてお答えを願います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 計画は、平成21年2月の瑞穂市上下水道事業審議会での瑞穂市汚水処理計画の策定等についての答申を踏まえ、瑞穂市では、汚水処理施設整備を集合処理と個別処理を組み合わせることで整備することとしております。集合処理区域と個別処理区域の区分けについては、平成20年9月の国土交通省が定める「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアル」に規定された経済比較による諸元を用い、区分けしております。

その後、平成26年1月には、国土交通省、農林水産省、環境省の3省が統一して策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が策定され、岐阜県ではこのマニュアルに基づき、平成28年7月に岐阜県の状況をより反映させた「岐阜県汚水処理施設整備構想市町村作業マニュアル」を策定しました。

これらのマニュアルは、集合処理及び個別処理の建設費及び耐用年数、維持管理費がそれぞれ示されており、本市では、このマニュアルを基に平成21年3月に策定した瑞穂市汚水処理施設整備構想を平成29年3月に見直しを行っています。この瑞穂市の構想を岐阜県内の他の41市町村とまとめたものを岐阜県汚水処理施設整備構想として、平成30年3月に岐阜県議会の議決をもって受けております。そのため、国が策定するいわゆる3省マニュアルの改定がなされる時が、次の集合処理区域と個別処理区の見直しを行うこととなるため、下水道計画もそのときに見直すこととなります。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 平成29年に見直しがあったということですが、ちょっと時間が足りませんので、ちょっとそこら辺の説明をと思いましたが、私、手元にある資料をいろいろ見させていただきまして、11月13日に産業建設委員会から出された資料によれば、今年3月現在の汚水処理人口の普及率は59.4%とありました。一方、審議会の答申書の資料では、2008年3月での汚水処理人口普及率は40.5%であるということが記載をされております。つまり、この12年間で、人口普及率が18.9%、およそ2割弱伸びているという数字的なものが出ております。

これは、合併浄化槽が28%から47.6%、19.6%伸びたのが当然その原因だと思われま。単純計算をすれば、10年後には汚水処理人口普及率75%に行く、そんなことも考えられる状況です。逆に言えば、未普及率は25%以上に減少していく状況ではないかと思ひます。

これを人数ベースで逆算をして計算してみました。これは当然端数とかいろいろありますので、あまり正しい数字ではないと思ひますけれども、大ざっぱには合うと思ひます。

瑞穂市全体として、要は単独浄化槽とか、それからくみ取りとか、そういったところを2008年段階では、人口ベースでいけばおよそ3万人ぐらいであったというふうに計算できると思ひます。それに対して、その後人口は増えておりますけれども、今年3月の先ほどの数字から逆算をしますと、この未普及の状態のところは2万2,000人ほどに減少している、そういったことが出てきております。およそこの間に7,700人ぐらい減少したと思ひております。これは単純に考えれば、先ほどに出てきております供用開始の令和8年度には単独浄化槽、あるいはくみ取りというところの人口ベースは2万人を切っていることが十分に予想されると思ひます。

今の市のほうから出されている資料によりますと、令和17年度には接続率を56.9%に実現をするということが記載されておりますけれども、こういった状況から考えますと、この率というのはいささか甘いのではないかと、状況が変わってきているのではないかとこのように考えておりますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。



○環境水道部長（矢野隆博君） 関谷議員の御意見のとおり、伸びについては合併浄化槽の設置が主なものとなっております。

しかしながら、既存の単独浄化槽やくみ取りからの合併浄化槽への切替えというものは、割合が比較的lowく、台所やお風呂の水などの生活雑排水は相変わらず水路に流れており、水質改善は進んでいないということになります。

合併浄化槽と単独浄化槽の比率で申しますと、ちょっと昨日のデータになって申し訳ないんですが、市内では大体4割が合併で、単独、くみ取りは約6割ということになっております。ただ、市街化区域内においては、公共下水道は少なくとも必要な施設であり、将来の都市計画の観点から影響はないと考えております。ただ、今おっしゃったように、市街化区域は本来公共下水道が整備されていないということにもかかわらず、下水道がないということで、個人負担で合併浄化槽を設置していただいているのが現状でございます。

合併浄化槽の機能の向上や有効利用の観点から、下水道が整備されたときは、接続時期を考慮することも考えております。例えば合併浄化槽を利用される方には調査を実施し、今後、当面接続がないという意向があれば、その下水道工事はしないと、これにより当分の間、利用される見込みのない下水道管を無駄につくることなく、工事費の削減ができたりということで、初期投資の負担を減らすという考えがあります。ほかの自治体よりも遅く始めたことにより、その利点を生かした下水道整備を今後も考えていきますので、御理解をよろしく願います。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、合併浄化槽とそうでない浄化槽の比率が4割というのは、合併浄化槽が全体に対して4割という意味でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほど申しました4割は47.6ですね。ごめんなさい、間違えました。47.6%が大体合併浄化槽ということになっております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私が問題提起をしているのは、現在、合併浄化槽が47.6%という令和2年3月31日、人口ベースでそういう資料が出ております。未普及が40.6%、当然これも大きく逆転をして、未普及のところも人口ベースでも大きく減ってきているというところで、果たして計画的に、本当にこういった面での見直しが必要ではないかという問題提起というふうで今日はさせていただきたいと思っております。

では、私のほうの質問は以上で終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は15時25分より再開したいと思います。しばらく換気をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時25分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。

まず最初に、ICT教育についてお尋ねをいたします。

ICT教育については、電子黒板は平成30年度から導入されました。また、令和2年第4回臨時議会では、小・中学生に、そして教職員合わせてタブレット端末5,488台を購入し、令和3年4月には全児童・生徒に配備をされます。

そこで質問しますけれども、デジタル教科書として認められるには、紙の教科書に含まれている内容の全てを記録していなければなりません。また、デジタル教科書を使用できるのは、それぞれ各教科の授業時間数の2分の1以下と定められております。今後、デジタル教科書に変わる場合、これは導入から何年先になるのかお尋ねします。

また、導入に当たっては多くの利点があります。生徒や教職員にとって大変利便があります。指導する教師の理解とそれぞれの子供の能力差、習得力、障害のある児童、この障害は併せて視聴覚もあるかと思えます。また、不登校や外国人など、教師も子供たちにも大きな課題となりますが、それぞれどのような指導法をされるのか伺います。

以下については質問席から行います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 皆さん、こんにちは。

松野藤四郎議員のICT教育に関する御質問にお答えさせていただきます。

今1つ目に、デジタル教科書の使用は何年後になるかという御質問でした。

まず、教科書についての御説明を少しさせていただきます。

学校において使用している教科書は、いわゆる紙の教科書です。これは学校教育法という法に基づいて、使用しなければならないというふうになっております。このことは、今現時点でも継続しております。現在、デジタル教科書を使用している自治体は、もう既に始まっているところではありますが、このデジタル教科書を使用することができるのは、学校教育法などの一部を改正する法律に基づくものです。具体的な条文では、児童・生徒の教育の充実を図るため

必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できるというふうに記述されています。

先ほど松野議員が言われましたように、それぞれの教科の1年間に行う授業の時間があります。年間105時間とか130時間とかあるわけですが、その半分までにしましょうというルールを国は出しております。そういったものに基づいて行っていくわけですが、現在これを全てデジタル教科書に変えるというわけではございません。

今後、何年後かという辺りにつきましては、近い将来にはデジタル教科書に変わるだろうと思われていますが、タブレット端末が本年度全児童・生徒に貸与されるということになったばかりでございますので、国はこの様子を見ながら今後進めていくだろうというふうに思います。ちなみに、来年度の予算の文部科学省による概算要求では、デジタル教科書を全国の子供たちに使わせたいということから、小学校の5・6年生で1つの教科、中学生1から3年生までで2つの教科において予算要求を文部科学省が今しております。これが通りましたら、本市でもそれを受けていきたいということを考えているところでございます。

もう一点、指導する教師の理解と能力差があることについてどうかと。どのような対応をされるのかという御質問でございました。

タブレットの導入に当たりましては、どの子も同じように活用してもらいたいと考えており、活用ガイドブックというのを今作成しております。特に、タブレットを初めて配る初日、このときは何が何か分からん子供がたくさんいますので、スイッチの入れ方、IDやパスワードの入れ方、文字の入れ方といった基礎的な知識や技能について、指導者用テキストを今作りました。ここを押しますとか、ここであなたの番号はこのやつを入れますとかいうのを今作ったところでございます。

教師も指導する中身を共通理解していくことができるように、この活用ガイドブックに沿ったマニュアル、こういったものを指導者用テキストとして用いていけるよう今作成しております。このマニュアルにつきましては、タブレットを子供たちに配付する前に、当然のことですが学校内での研修を行うという予定をしております。

もう片方の、いわゆる受けるほうの子供たちでございます。能力差があるんじゃないとか、いろんな対応があるわけですが、子供たちも、もう本当にすぐ使えるお子さんもたくさんいます。しかし、議員御指摘のようになかなか理解できない子や外国籍の子で日本語の使用が不十分なお子さん、不登校のお子さんなど、いっぱい実態は様々です。

そこで、例えば障害のあるお子さんにつきましては、タブレットには音声で案内するという機能があります。例えば、デジタル教科書を入れて国語の教科書を出したときに、特定の場所を指定してそれを読み上げてくれるというような機能もあります。そうしたお子さんについては、聞くということで目が若干不自由であっても、見える範囲で操作して聞くということがで

きるかと思えます。そういうような活用もごさいます。

あるいは、不登校や不登校の傾向のあるお子さんですが、例えば学校までは来られるけど教室に入れないお子さんは、その部屋と教室を結んだようなりモート学習、あるいは、市のアジサイスクール、不登校のお子さんが集まって指導できる場所ですが、そのアジサイスクールと学校を結んだようなりモート学習、さらには不登校のお子さんの家庭と学校を結んだようなりモート学習、こういったものをそれぞれ一気にはできませんので、順番に環境等を整えて進めていけるように考えております。

また、外国籍のお子さんについては、翻訳の機能もありますので、そういったものを使いながら、日本語が本当にうまく話せないお子さんからある程度話せるお子さんまで段階的に使えるというふうに思っています。さらに、外国籍のお子さんについては、下の学年の教科書も使用できますので、そういった活用の仕方今後を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野君。

○17番（松野藤四郎君） タブレット端末にはいろんな機能がついているというお話でございます。

教科書全部がタブレットでやるというふうじゃなくて、例えば数学とか英語、そういうふうにはそこら辺は重点を置いてタブレットを使用して強化するのか。ちょっと確認をしたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員おっしゃるとおりで、全部じゃなくて、まず特定の教科で決めていきたいと思っております。それについては、学校ばらばらになってはいけないので、学校間で統一した形で進めていこうということを考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、各教科デジタル教科書を使ってやるんですが、小学校7つ、中学校3つあるわけですけども、学年によっては1クラス、あるいは複数クラスとあるわけですけども、結局授業内容については同じだというふうで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） どの学校でも同じように使えるように環境を整えますので、同じというふうに御理解いただければ結構でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

あとは通信設備のお話ですけれども、当初は各家庭に通信環境は悪いという話ですけれども、現在ですと90%保護者の通信設備は整っているというお話でございます。それで、未環境の家庭、あるいは家庭での活用となりますと、タブレット端末をうちへ持っていかないかんというふうになるわけですけど、どのようなお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） まず、このタブレット端末を家庭に持ち帰るかということでございますが、持ち帰りについては実施するという考え方でおります。時期についてはいろいろ今後検討しなきゃいけないと思っておりますが、まず家庭のほうでの通信環境はどうかというところでございます。現在把握しているのは九十数パーセントあると、小・中で少し違いますが、もう一度確認しないと不確かな部分が若干残っておりますので、その辺りを今後確認するような調査を行いたいと思っております。

また、先行してタブレットをもう配付してみえる自治体は実はあります。そこの様子を、いろいろ情報を得ております。そうすると、落としたとか画面が割れたとか踏んづけてしまったとか、いろんなトラブルが実は起きているということを情報として得ています。そのときにどうするかという問題が、実は発生しております。親が弁償するのか、市とか町が買って与えたから、そちらで責任を持つべきだろうと、いろいろとやっぱり大きな課題になってくるということで、損傷した場合の補償をどうするかということが、先ほどの家庭の通信環境についての課題としてなっております。

あるいは、家庭のほうで通信ができてインターネットに接続できる。どこでも接続して、いろんな画面を見ていいのか。そのセキュリティはどうするのか。子供たちが見てほしくないようなサイトまで行ってしまふ。そういうのをどう防ぐのかといったことも課題としてございます。そういったことを考えながら、今後は持ち帰るということを考えるわけですが、先ほど環境未設置の御家庭はどうするかということですが、やはりここはどの子ども同じような環境でできるように、何らかの支援をしていけることを対策として考えていきたいというふうに思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） タブレット端末を家庭に持っていくことができるというお話でございます。したがって、通信費といったことも発生してくると思いますけれども、そこら辺もどのようなお考えであるかということでございます。

次は、先般巢南の中小学校へ行きました。そのときに最初説明していただいたのは、多分情報主任だったと思います。電子黒板、あるいはタブレット端末の活用について説明を受けまし

たが、G I G Aスクールの構想について、国の支援というのは多分4校で1名ということを知っていますけれども、本市としては次年度何名確保できるのか。

また、教職員の働き方改革では、岐阜県教育委員会が発表している1週間の勤務時間は平均55時間18分、また休日に勤務している教職員は44%、超過勤務が週20時間以上は26.8%、業務を持ち帰っているが28.4%で、その業務は授業準備であります。今回、タブレット端末導入に当たり、専門知識を持った教職員の配置は可能であるかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） まず、今御質問の中を順番に整理しながらお答えさせていただきます。

I C T支援員を国はG I G Aスクール構想で考えているが、市としてはどのように考えているかという御質問だと理解しております。国は、このことについて概算要求をやはりしています。本市においても、来年度の予算には今上げていこうということで考えているところでございます。国の補助が2分の1使えますので、そういうものを活用したいということは考えているところでございます。

ただ、このI C T支援員というのは国の資格が要りまして、単にパソコンに堪能であれば誰でもいいわけではなくて、学校のことも理解していないとなかなかできないということがあり、文科省のほうでそういった内容の研修も修了した方に発行している資格でございます。なので、なかなか人数もそろいません。できる限りの努力をする中で、瑞穂市としても予算がついたときには獲得したいというように考えているところでございます。国の動向を注視しながらこういったものを進めていきたいというふうに思っております。

それから、働き方改革に関わった御質問でしたが、これについてはちょっと手元にデータ等はありませんが、専門的な知識を持った教員の配置はというような御質問で最後されたというふうに理解しております。

教職員もオールマイティーではなく、パソコンの得意な教員もあれば苦手な教員もおります。各学校には情報教育担当という公務分掌を決めております。これは道徳担当とか生徒指導担当とかいうのと並列して、情報教育担当という教員が必ず1名はいます。その学校の中で最も情報教育に堪能な教員になることが多くあります。今こういうスペシャリストを全ての学校にということはなかなか難しく、学校によつての知識や技能の差はやはりございます。そこで、この情報教育担当の教員が同等の力を持てるように、担当教師を集めた研修を市で今工夫してやっていると。この情報教育担当の教員が、自分の学校で先生方に指導できるような力量を備えるようなことを考えております。

そういった形で今後進めていくことと、もう一人、現在市内の10の学校に全て兼務発令している教員がおりまして、この教員はかなり情報教育には堪能な教員でございまして、この教員をどの学校にも派遣できる、サポートできる体制を整えておりますので、こういった教員を活

用しながら進めていくことでGIGAスクール構想をサポートできるような体制を整えていきたいというふうに考え、先生がスペシャリストまでの技能はなくても、ある程度使いこなせる力量はつけられるような形を取って働き方改革につなげていけるといいなと思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） タブレットとかパソコンに詳しいだけでは、子供たちの授業にはできません。したがって、教職員がそれぞれ指導者用デジタル教科書といったもので習得しながら子供たちに指導するということになるのではないかと思いますけれども、そういった指導者用のデジタル教科書、こういうものもあるわけでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ございます。指導者用のデジタル教科書、これは教師用デジタル教科書といいまして、今現在各学校の電子黒板についているものがその内容になります。電子黒板で今使用しているものは教師用デジタル教科書ということで、もう既に全ての教職員は活用しております。

今度考えている今議員御質問の中身は、学習者用デジタル教科書といって児童・生徒用のものです。似てはおりますが、若干違うところもございます。全く教科書の内容等は同じでございますが、教科書会社によってどこまで機能をつけるかというのは違ってきておるのは事実でございます。だから、どこのものを選ぶといいのかというのはあるわけですが、そういった中で、教師は教師用のデジタル教科書を既に活用しておることから、学習者用デジタル教科書をタブレットに入れたとしても、うまく使いこなせると私たちは考えております。むしろ慣れたほうが早いので、細かい説明よりも、どのような子供と教師の違いがあるかを見つけていただいた上で活用していただければスムーズに使えるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質問が重複するかも分かりませんが、教員がデジタル教科書を活用する知識の習得、これはぜひ必要であります、有用な方法があれば御紹介を願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほども申し上げましたが、既に学習者用の前に教師用のデジタル教科書を活用していますので、タブレットに入る予定の子供用の学習者用デジタル教科書の内容をまずよく見てもらうことが、大きな研修の一つになるということを考えています。

ただ、ここで大切になってくるのが、ただ単にそれを授業の中で使えばいいということではなくて、それを授業の中のどこで使うと一番有効かというのを見極めてほしいと考えています。これは各学校、同じ教科書を使いますので、それぞれの学校で実践したものを持ち寄ったことによって交流して、こういう使い方をすると効果的だという実例を集めていくような研究、いわゆる実践的な研究を今後進めていきたい。それがいわゆる教師が、議員さんが言われる知識を習得する一番の方法になってくるんじゃないかなあというふうに考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 来年の4月1日にタブレット端末は児童・生徒、あるいは先生方にも配備をされてきます。当初から無理なお願いはできませんけれども、やはり初めて触る子供もいるし、堪能した子供たちもおると思いますが、やはり私が思うには、瑞穂市、公立の学校でございます。私立とは違いますね。公立ですので、やはり子供たちには全て公平・平等に接するのが本当ですわね。ですから、子供たちには懇切丁寧に、分からんところはしっかりと指導する。あるいは、先生方も得手不得手がございます。したがって、いろんな習得方法もありますけれども、そこは十分知識をつけていただいて、ぜひともこのタブレット端末を使って授業をしていただきたいと思えます。

先生方には、やはり指導力が必要でございます。知識をつけていただくのも必要でございます。いろんな機会の勉強会があると思えますけれども、そこでしっかりと習得をしていただいて子供たちをお願いをしたいというふうに考えます。

この項目の最後になりますけれども、このデジタル化が進んできますと、例えば学校と保護者間、これも例えばタブレット端末でできますし、いろんな形でできると思えますけれども、この各種の手續、あるいは学校での行事、地域の行事、そういった情報連絡、こういうものがタブレット等でできるのではないかと思いますし、ましてや学校に訪問しなくても、いろんな情報を取って学校と触れ合いができるわけですね。こういうふうには私は思うんですけれども、極端な話ですけれども、教育委員会としてはどのようなお考えなのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 現在の時点で、簡単な情報につきましては保護者間メールとかホームページで情報提供しております。今回、例えば新型コロナウイルスで学校が休業になったとか、いつからあるよとか、いろんなお知らせはホームページで随分活用して保護者の方に連絡することができました。この保護者メールのほうもほぼ全員の保護者の方に入っておりますので、これも非常に有効に活用できます。ただ、これは内容としましては行事予定の変更であるとか、災害があったときの警報のときの対応のことであるとかというような連絡的な中身で、学校から一方通行という形が内容の主たる状況でございます。



委員が御指摘のように、保護者のほうからというようなものにタブレットを使えないかということですが、今後はそういったことも含めて相互連携できるような方法を研究したいと思えます。今の時点ではそこまでしかお答えできませんが、今後そういったことも視野に入れながら進めていきたいと思えます。

ただ、やはり教育というのは、そういうものをうまく活用することと、逆に直接対面するほうがやはり効果があることもございます。直接会ってお母さんとお話をするとか、お父さんと息子さんと一緒に進路指導の相談を受けるとか、そういったところではやっぱり担任の先生と一緒に直接対面してやったほうがいい場合ももちろんございます。

ですので、デジタル化できる部分と対面を大切にしたい部分、これを残しながらうまく見極めて対応することが学校教育の現場では大切だと教育委員会では考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国はデジタル化を進めておるわけですがけれども、例えば各種書類については印鑑が要らないとか言っておるわけですがけれども、やはり学校教育は先生と子供たち、保護者、これが一体になってコミュニティをやらんことには、子供たちの成長、あるいは先生方が親御さんと話をする、これが本当だと思うんですね。何でもデジタル化ということは、私は特に推奨しません。必要なことは、やっぱり学校へ行って、あるいは学校の先生が保護者のところへ行って、対面で折衝すると。そうしないと、子供たちの成長はないと思うんです。

私は、3歳未満児の話もずうっと前からやっていますけれども、やはり小さいうちは、お父さん、お母さんが子供を実際に育てないかん。預けてお勤めやいろんなことをするんですけども、これはまずいんではないかと思えます。世間がそうなっていますけれども、私としてはやっぱり子供と接触する、これが本当の教育だと、このように思えます。

デジタル化がこの4月から入ってきますけれども、子供たちと先生、保護者、あるいは地域の皆さんと一緒にあって瑞穂市の子供たちのためにタブレット端末を有効に利用していただきたい、このように思えます。

次は、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症による瑞穂市の感染者、昨日現在44名で、この12月に多く発生しておりますという市長さんからの話もございました。岐阜県では14日、岐阜市、大垣市、中津川市、羽島市、各務原市、そして瑞穂市の6市全域にある酒類を提供する飲食店を対象に、営業時間午後9時から翌日の5時までの営業の自粛を要請すると発表されております。対象期間は12月19日から来年の1月12日の25日間、カラオケ店やライブハウスなどを含む6市で7,500店舗、協力した場合1店舗当たり100万円を支払う。財源は国の交付金80%、県は15%、市は5%負担するとなっておりますが、この瑞穂市において、最近すごく感染者が増えている

と思います。第3波であります。

そうした中、酒類を提供するお店等についての自粛要請ということでもあります。6市で7,500店舗あるという話です。瑞穂市においては対象の店舗はどのくらいであるのか。例えば、何店舗であるのか。そして、1店舗当たり100万円ですので、瑞穂市は5%ということでは1店舗5万円だと思えますが、どのくらいの負担がかかるのか、分かれば教えてほしいと思います。

○議長（庄田昭人君） 通告に沿って質問をしていただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 新型コロナウイルス感染症でございます。これの関連でございます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この酒類を伴う飲食店の時短営業、営業時間の短縮については、先週の金曜日午後5時から県のテレビ会議の中で平木副知事から提案がありました。初めは岐阜市と大垣市の全域、そしてそのほかの市町村にあっては、首長が自分のまち、やっていただきたいなら手を挙げてくださいというような、そんな希望制の下に始まったということで、その会議が終わってから副市長、そして担当部署と相談をして、岐阜と大垣の間において瑞穂市はどうしても影響が出ることから、県のほうにその日のうちに瑞穂市も参加をさせていただきたいということを希望しました。

そして、そのときは50万で市の持ち出しはありませんでしたが、その後100万になったり、また先ほど言われた開始の日にも変わってきております。まだまだこの制度、動いておりますので、議会での答弁はこの程度にさせていただきますが、こちらからお願いをしてこの時短要請に応募したということだけ御理解をしていただければと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） コロナ感染者は全国で毎日毎日二千数百名ということでございます。まだどんどん増えてくるのではないかと心配をします。したがって、この瑞穂市においても、やはりそういった感染者を少なくするためにも、飲食店でお酒を販売することについては大変事業者も苦勞するわけですが、やはり市民の安心・安全の健康のためには、そういった自粛制度も取り入れて感染防止に努めていく、そのように思います。

次は、この感染症の関係ですけれども、市内にはみずほバスがあります。みずほバスは、平成30年4月1日に3路線から4路線に細分化し、バス停を6か所移転しました。そして、13か所増設をしました。また、JR穂積駅前を夜の8時台を増便などした結果、これは利用者のニーズ・利便性を行った結果ですけれども、再編後、令和元年度は10万5,000人と、前年度と比

べると3万6,000人増加しております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者、バス運行者ですけれども、岐阜県感染症対策基本条例第7条に基づき、感染症の予防拡大の防止に車内の清掃・消毒を実施されておりますが、利用者が乗車するときに取っ手・座席・窓といったところに接触する機会があると思います。したがって、感染予防対策として乗車口近くに、あるいは車内に消毒液の配備、そして穂積駅バス停にも必要であると思いますが、どのようなお考えかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今みずほバスの消毒液のということの御質問でございます。議員言われた質問にありましたように、みずほバスの利用者は4路線合計で、平成30年度は9万5,623人、令和元年度におきましては10万5,432人と増加している傾向でございます。大変うれしく思っています。それだけ利用が多くなってきているということで、議員が言われるように感染症対策についても心配が出てきているということでございます。

みずほバスは岐阜バスにお願いしてやっています。現在、この新型コロナウイルス感染症対策としまして、運転士さんにつきましては、当然マスク着用の義務化、うがい・手洗いの励行の強化、営業所の出入口を限定し、出入口には次亜塩素酸ナトリウムを使って指先・手のひらの殺菌ということもやっています。当然、出勤時の体温計による体温も測っていただいているということです。

また、バス車内におきましては、アルコールを使い除菌を回送するごとに、一旦車庫へ戻るごとに運転士が実施しているという状況です。さらには、せきエチケットとかマスク着用のチラシなんかもバス内に掲示しておるといふことと、車庫のほうにも掲示して運転手さんの励行といひますか、それを上げているということもやってみえるということです。

今回の御提案でございます。岐阜バスさんのほうにバス内・バス停への消毒液の設置について相談を早速させていただきました。その話で、まずはバス停のところはなかなか管理上難しいということもございまして、まずはバスのほうでございますが、相談を持ちかけたところ大変前向きに相談に乗っていただいたということでございます。今回、消毒液の費用負担だとか供給の方法だとか設置方法、またバスに乗っけるということになりますと運輸局の許可だとか、薬事なことだとかいろんな問題があると思いますが、前向きに考えていただいて相談に乗ってきってもらっておるといふ状況です。

設置方法もいろんな問題がありますけれども、早速この質問があったときに相談したところ、本当に一生懸命考えていただいているということもございまして、設置が前提としまして今協議しているというところでございますので、何とかうまいことできると、またみずほバスを利用する市の方々も助かるのではないかなあというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この感染対策については、今年の3月でしたか、4月でしたか、岐阜バスへ行って常務さんと話をしてきました。そのときには、車内の消毒・清掃をしっかりとやって感染症予防対策をしているという話をされておりました。現在もそのとおりだと思います。

私は、車内は清掃されておりますけれども、乗車する皆さんがバスに乗るまでの間、やはり手とかいろんなところが感染といいますか、汚染といいますか、そういう予防のために乗るときに、やはり手をしっかり消毒液で洗うと。そして、再度バスに乗ると。予防には予防を重ねてやるということ。そして、JR穂積駅バス停は終着・発着の場所でございます。たくさんの方が利用しますので、そこのベンチ辺りに消毒液を、バス会社じゃなくて市が率先してやらないかと思うんですね。バスに消毒液を取り付けるのも、別に車内の工作物規程なんかに反するのではないと思います。ですから、私は市が積極的にやっていくのが当然だと思います。バス会社をお願いするんじゃなくて、市でやったらどうでしょうか。再度お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 積極的にという御意見でございます。私どもも一緒に岐阜バスさんと協議しながら、薬のほうの提供とかいろんなところもありますので、そういう点でも参加できますので、当然一緒になってやっていくという考えでおりますので、その辺御理解願いたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 事業者は、バス会社は積極的に取り入れてやるという方針です。やはり不特定多数の方が利用するところについては、消毒液設置が必要だと。公共の施設には全部ありますね、消毒液が。ですから、バスにも私は必要だと、穂積駅のバス停にも必要だと、このように思います。

次に、公園・緑地等基本計画についてお尋ねします。

都市づくりには、市民参加・協働が必要であり、安全・安心に暮らせるまちづくり、水と緑のネットワークの形成、計画的な公園・緑地の整備があります。現在の公園・広場の整備に対し、約半数の住民がやや不満と回答しているのは、どこに原因があるのか。

また、将来公園希望の住民、7割の住民が非常に希望と回答されております。整備において重要なことは何かお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、市では公園・緑地等の整備、保全、緑化推進の方策の総合的な指針となります瑞穂市緑の基本計画を策定中でございます。これの背景を少し申し上げ

ますと、従来は瑞穂市公園・緑地等基本計画をつくっておりました。これらに基づきまして、各地区に都市公園をつくってきたわけですが、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が発効されまして、この中ではやはり公園の持つ機能というものをもっと多面的な機能を発揮しなければならないというところが指摘されております。いわゆる先ほどから言いますようなレクリエーションだとか景観、防災といったものだけでなく、体験だとか学習、交流、にぎわいをつくるというような目的もございます。

従来から量的課題として、瑞穂市も公園の1人当たりの面積が非常に少ないというところがございます。また、従来から整備されています公園のストックの老朽化というところもございます。また、この法律の改正によりまして、民間が公園の中にある一定の条件の下に参入できるというようなところもありまして、公園の再整備といったような内容が、この新たな基本計画の背景になっております。

今回この計画策定に当たりましては、公園緑地等の在り方に対する住民意識アンケートを実施しております。この中で緑に関する満足度についての結果から見ますと、穂積駅周辺などの市街地の緑や公園や広場の緑には不満・やや不満が4割以上を占めております。これら要因といたしましては、穂積駅周辺につきましては市街化区域内のD I D地区、いわゆる人口集中地区の住宅等が密集している地域ということもありまして、駅周辺の憩いの場が少ないということ。

また、郊外に目を向けてみますと、道路整備が進みますとそこに新しい住宅が次から次へと立ち並び、お子様を持つ若い世代が休日にのんびりと休暇を過ごす場所が住まいの近くにないということなどが考えられます。

これらから、現在進行中の穂積駅周辺整備検討委員会の中でも、駅周辺に人が自然と集まる広場空間の創出が必要との意見も直接いただいております。また、公園・広場の整備といった点では、既存の公園の再整備や維持管理の充実、生活に身近な公園・広場が生活圏内にない箇所への新規整備といった要望が高くなっているというふうに把握しております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公園設置については、今までの従来の考え方もあるわけですが、なおかつ多面的といいますか、交流・にぎわい、こういったことも取り入れた公園が必要であると、このようなお話でございます。

1人当たりの公園の面積というのは、当市は非常に少ないわけですが、現在この公園の設置について、都市公園の設置の希望は出されている自治会等があったら教えてほしいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 具体的に校区だとか自治会で要望をいただいております。先ほど関谷議員にもお答えしておりますが、本田校区は校区単位として御要望いただいております。そのほかにも、稲里地区、牛牧地区で自治会単位で御要望をいただいているところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この公園の基本計画の79ページにあるわけですが、不足エリアということでもあります。これは穂積、あるいは橋本、稲里、花塚、牛牧、これが不足エリアということで79ページに書いてあります。今言われたのは、本田、あるいは稲里、牛牧という話でございます。これについても早急に整備をしていただきたいと、このように思います。

最後に、都市計画マスタープランでは、穂積地域のまちづくり構想によると、健康づくり拠点、市民交流拠点に（仮称）天王川スポーツ公園、長良川右岸沿いに国が計画している防災活動拠点があります。この区域は、河川環境の保全、親水空間の整備、そして河川整備が必要であります。また、この地域、長良川、天王川等を含みますけれども、この地域は河川を利用した水と緑のネットワークの主軸でもあります。どのようなお考えかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回の緑の基本計画の上位計画に当たります瑞穂市都市計画マスタープランの中でも、天王川スポーツ公園、仮称ではございますが、その位置づけをしっかりとしているところでございます。その場所の北側、令和2年3月に一部変更しておりますが、木曾川水系河川整備計画の中では、危機管理対策に対応する場所として穂積大橋南側、穂積地内に従来「防災拠点」として位置づけておりました施設を「水防拠点」と名称を変更しております。この計画の中で、危機管理施設として長良川・揖斐川・根尾川沿川に整備されます河川防災ステーション・水防拠点・防災船着場、これらを位置づけておりますので、瑞穂市内でもその一つとなっておりますところでございます。

国におきましては、本日の議会の中でも度々出てきます防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が今年度で終了することから、引き続き防災・減災対策を加速・深化させるために、国土強靱化に向け5か年の計画となる次期5か年加速化対策が進められると聞いております。河川整備計画に基づき整備が順次進められていくこの水防拠点につきましては、市としましても大変重要な防災施設と位置づけておりますので、国土強靱化地域計画の中にもその位置づけをさせていただいております。国による早期整備がされますよう今後も強く要望をしていくところでございます。

マスタープランにうたいました天王川スポーツ公園、ここの地点につきましても、周辺の整備に合わせてその整備を進めていく考えではおります。ただし、ここの箇所につきましては、

長良川と天王川に囲われた3号地という指定もございます。出水時には遊水地となることから、その機能も有する必要がありますので、河川整備計画との調整を図った上で計画を進める必要があると考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国が進めている長良川右岸の施設については、水防拠点だと、このようにお話をされています。今後の強靱化対策の中に含めて、早急に整備をお願いしたいというふうに思います。

そのスポーツ公園のところが3号地区というのはよく分かっております。あのままじゃなくて、例えばプラント北側のサイド、あそこはきれいに整備されていますよね。あれは3号地ですよね。私はスポーツ公園のところもできると思うんですよ、やろうと思えば。どのようなお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 河川区域内の3号地の整備という意味合いになりますと、国道21号の北側につきましても、河川整備をしながら実は名古屋紡績跡地に商業施設が出てきたというような、そういう背景がありまして整備が行われたと。特に、この橋につきましても事業者がやられたと。川につきましては管理者の県がやっていただいたというところでございますので、こういった一つきっかけがありますと整備が進むというふうに感じておるところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 整備に関しては非常に困難なところもあるかと思いますが、今の長良川右岸、それから天王川の間、それから下のほうの排水機場まで、あのままの状態が今後続くということを仮定したときに、本当に瑞穂市の防災対策がしっかりできているのかと、このように疑問を抱きます。樹木、あるいは田畑も荒れています。あのままの状態でもいいんでしょうか。

強靱化対策も含めて、積極的に整備をお願いしたいと思いますし、今年樹木の伐採の質問をしたときにも県はやるばかりでしたけれども、できませんでした。いろんな事情があるかと思っておりますけれども、やはり市民の安心・安全のためには思い切ってやらないかんですよ。1人や2人の反対で、いいんでしょうか。再度答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 前回も松野議員からそういうお話をいただきまして、県のほうとも再度伐採についてお願いをしてまいりました。まだ地元の方との調整のほうは最後まで成立して

いない状況でございますので、粘り強く、私が責任を持って説得して、県のほうに再度要望をさせていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 以上、3点の項目について質問をしました。

ICT教育については、教育長さんから詳細について説明がございました。先生方や子供たちがタブレット端末に早く慣れて、有意義な使用ができるようお願いをしたいというふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染症については、瑞穂市も6市の中に手を挙げて、功を得られております。やはり感染防止のためには、酒を販売する事業者については営業時間等を自粛していただく、この協力もしていただかなければならない。そして、補償金については100万ですけれども、市からは5%補助をすると、このようなお話をされております。

また、みずほバスについては、非常に利用が多くなりました。朝も多くなり、夜は8時までということで、たくさんの方に乗っていただくことになりました。したがって、感染予防対策として車内等に消毒液の配置をお願いしたいというふうに思います。

また、公園・緑地等計画については、今までの公園の設置希望といたしますか、市民からいろいろ要望はあるんですけれども、それに加えてなおかつ、やはり地域の皆さんが、あるいはほかの地域の皆さんと一緒にになってにぎわいをするというような、例えば大月の公園がそうですけれども、そういった活用ができる公園の設置をしていただきたい。対象区域は、橋本区域、あるいは柳一色、本田、牛牧と、このようにお話をされております。早く公園の設置をお願いしたいというふうに思います。

本日はこの3点について質問しました。

今日は本当に大変朝から寒い中、こうして多くの傍聴者がこの議会、令和2年の最後の議会ですけれども、たくさんの方に来ていただきましてありがとうございます。これで終わります。

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

7番 森清一君の発言を許します。

7番 森君。

○7番（森 清一君） 議席番号7番、無所属の会、森清一です。

本日最後の質問者となりますが、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、今まさに第3波の真ただ中にあり、医療機関の逼迫を招き、また多くの各種業界においても多大な影響を受けております。一日も早い終息を願う



ばかりであります。

さて、建設産業において、令和元年6月、公共工事の品確法が改正されております。改正前の公共工物品確法では、発注者の責務として予定価格の適切な設定、多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争の是正が図られてきました。

しかしながら、近年の建設産業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上等が急務となっております。こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成確保を目的として、公共工事の品確法が改正されました。

そこで、大きく1つ目に、地元建設業者の支援対策と育成についてと題して3項目、1つ目が災害時の緊急対応の充実強化、2つ目、働き方改革への対応、3つ目、生産性向上への取組と、この3つの質問。そして、大きく2つ目として高齢者のコロナフレイルへの対応についての質問をさせていただきます。

これよりは質問席において質問させていただきます。

それでは、最初に災害時の緊急対応の充実強化について質問させていただきます。

近年、特に頻発・激甚化する豪雨災害は、その地域に大きな被害を与え、復旧も困難な状況になっております。最近では、令和2年7月豪雨などがあります。そんな大災害が発生したときに活躍していただくのが、地元建設業者の皆さんです。災害時には、保有する人材・資材・機材を活用して迅速に対応するなど、最前線で地域社会の安全・安心に大きく貢献しており、地域の期待も高いものとなっております。

しかし、コロナ禍の中、建設産業にもその影響が出てきており、今後の民需の落ち込みなども起こり得る状況になっております。そうした中で、公共工事の受注機会も不安定となれば、多くの建設業者の方が事業を継続していくことが困難になるおそれがあります。今、建設業界では、現場の急速な高齢化と若者離れが進むなど様々な課題があり、近年頻発する災害などを考えれば、被災時に地域を守っていただく建設業者や建設技能労働者を守り育てる必要があります。防災・減災対策や国土強靱化を推進する上でも、地域の担い手、建設業者の育成が重要なことと考えます。

そこで、総務部長にお尋ねします。

本市にとって、平素からインフラ整備や突発的な災害復旧対応も含め、地元建設業者の方々の活躍は欠かせません。コロナ禍において、今後の経済の見通しが立たない状況の中、防災・減災、国土強靱化を図る上で地元建設関連業者の育成が必須であり、官公需の安定的な確保、地元建設関連業者への受注機会の確保などの配慮が必要と考えますが、その考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいま森議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員が御指摘のとおり、災害時における緊急対応につきましては、何よりもやはり地元の皆様の協力が不可欠であり、中でもインフラの復旧に当たっては、地元建設関連業者がなくてはなし得ないものと私どもは考えております。建設業を取り巻く環境は、年々、先ほど議員のほうからもありましたが、コロナ等厳しくなり、離職者の増加や就業者数の減少が問題となってきております。深刻な担い手不足となってきているのでございますが、地元の建設業者も例外ではありませんので、市としても地元建設関連業者の育成については必須であるということを感じているところでございます。

建設業は、受注による施工実績を積み重ねることによって経験を積み、その上で市内の道水路の状況把握や様々なノウハウというものを蓄えていただくことが非常に必要であると考えております。

そこで、当市におきましては、指名競争入札はもとより一般競争入札におきましても、入札参加の条件として可能な限り市内業者による入札ができるよう、地域要件などに配慮しているところでございます。とりわけ、総合評価落札方式による一般競争入札につきましては、価格以外の点も評価して落札者を決定する仕組みとなっておりますので、例えば災害協力協定への参加や市内でのボランティア活動、さらには除雪といった市内各地域と密接に関わる要素や協力体制も評価に加えて行っており、今後も総合評価落札方式による入札というものは活用していきたいと考えております。

また、建設業者につきましては、経営事項の審査などによる格付を行い、発注工事の金額の基準を設けていますが、市内業者につきましては主観的事項審査を行い、先ほどの災害時の応援協力状況などの要素を評価として点数に加えることにより、市外業者との差別化を図っておりますので御理解をお願いします。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 御答弁ありがとうございました。

今御説明のあったように、総合評価方式、客観点数、主観点数等で地元業者に配慮はある程度されておるかとは思いますが、しかしながら、公共工事を受注するには入札参加資格、条件等に当然適合していかなくてはなりませんし、その入札参加条件の中で事業所の所在地に関する条件として、瑞穂市に本店・支店、または営業所を有する者。また、瑞穂市、または複数の他市町に本店を有する者等の条件設定の工事もあります。

そういう中で、地元の建設業者が他市町の業者によって、さらにまた低価格によって受注機会を失うといった場合も結構多くあるのが現状かと思われまます。その場合、極端な言い方をす

れば、本市の税金で他市町の業者を育成する、また法人税も他市町に流れる、そんな状況になるわけです。その結果、地元建設業者の弱体化、また雇用機会の減少、市税の減少等につながることは容易に推測されることと思います。

行政のすべきこととして、やはりお金をまず引っ張ってくる。そして、地域に入ったお金をどれだけ地域に循環させるかということが仕事かなと思っております。いわゆる市に入ったお金をいかに流さないか、漏れバケツの穴をきちっと塞ぐ、そういうことが責務であるかと考えます。地域経済活性化、地域循環型経済推進の観点で、地元建設業者の育成を図りつつ競争性を確保し、透明で公正な入札制度構築の前提として、建設業法で定められた要件を満たしていないなどの不良・不適格業者の排除を徹底することが必要と考えます。

そこで、もう一度お尋ねいたします。本市において、不良・不適格業者の排除を目的とした抜き打ち的な建設工事等営業所実態調査のようなものが行われているのか。また、不良・不適格業者の実態があった場合、適切な処置をされておられるのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの建設業における不良・不適格業者というところでございますが、この営業所とかそういった建設業法における許可というものは、県知事もしくは国土交通大臣が許可をしているというところがございます。そういった中において、私ども市がそういった業者に対して抜き打ち検査等を実施するということは、今のところはしていない状況でございます。

ただ、こういう不良・不適格業者と判断された場合には、やはり当市の競争入札参加資格停止措置に関する要綱により、指名停止等の措置が取られることになるということで御理解をさせていただきたいと思っております。

また、当市の場合、建設工事及び建設測量コンサルタント等の入札参加資格の取得については、岐阜県及び県内市町で入札参加資格審査業務の共同化のために設立されています公益財団法人岐阜県建設研究センターのほうにおいて入札参加資格を審査していただいております。不良・不適格業者であるかは、その審査による許可が下りているかどうかをもって判断をさせていただきますので御理解願います。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） この不良・不適格業者の排除ということに関していろいろ調べてみますと、全国各市では要綱をつくって、現場、要は事務所を調査している。そういう中で、やはり電話が転送になっていたり、またあるべき資料が整理されていない、そういうような案件が結構あるということで、要綱をつくって調査をしているという実態があります。瑞穂市でも、やっぱりそういうようなこともやっていただくことが必要かなと思っております。やはり、瑞穂市の税

金を地域で循環させるということは大事なことですので、ぜひやっていただきたいなと思います。

それと、公共工事の発注者として、やはり地元愛、他市町からこの瑞穂市に働きに来られておられる方も多いと思いますけれども、やはりそういう方も地元愛を持って適切な配慮をしていただきたいなと思います。

次の質問をさせていただきます。

品確法では、働き方改革への対応の基本理念として、適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金・労働時間・その他の労働条件・安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮としております。今年になってコロナ禍や夏の猛暑等の苛酷な労働環境の中で、現場の労働者は安全衛生対策を行いながら工期に間に合わせようと必死で働いておられます。しかし、コロナ感染予防対策や熱中症対策等により、作業時間の減少にもなっております。

また、公共工事では往々にして下半期に工期が集中する傾向のように見受けられます。その場合、年度末にかけて工事が集中し、労働力の不足などで工期的に圧迫される。その結果、長時間労働を強いられるということにもなります。このような観点から、適正な工期の設定と公共工事の施工時期の平準化に向けた対応が必要と考えられます。

そこで、都市整備部長にお尋ねします。

働き方改革への対応の中で、特に適正な工期の設定と公共工事の施工時期の平準化について、どのような対応を取られておられるのかお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員冒頭に御紹介がありましたように、昨年6月に国において公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、いわゆるこれが新・担い手3法と呼ばれます。この法律の中では、特に発注者の責務として適正な工期設定や施工時期の平準化について努力義務化されたところでございます。適正な工期設定とは、休日・準備期間・天候等を考慮すること、また施工時期の平準化に向け、債務負担行為や繰越明許費の活用等が上げられます。

市では、4月、10月に公共工事発注見通しを公表し、早期工事発注に努めております。工期につきましては、県が示します標準工期に工事の種別・工事箇所の個別的要因等を考慮した工期設定をしております。また、工事内容に応じてあらかじめ債務負担行為対象工事として判断されますものは、その活用を図っておるところでございます。柔軟な工期設定、繰越明許の活用といった点につきましては、これまで会計年度独立の原則を取っていることから、不測の事態、避けることができないやむを得ない事情が生じた場合のみに限りその制度を活用してまいりましたが、今後は新・担い手3法の趣旨を十分勘案した上でそれらを有効に活用していき

いと考えております。

今年に入りまして新型コロナウイルス感染症が拡大したわけですが、この感染症が発生拡大した時期、令和元年度の工事、委託業務もそうですけど、この1、2、3月が工期を迎えるというようなことにつきましても、この感染拡大防止対策のため必要に応じて工事の一時中止だとか、場合によっては工期変更等の要否につきましても請負業者への聴取を行っていく等の対応を取っております。今後も、コロナウイルスの拡大に伴いましてそういう事態が生じれば、請負業者等の協議に応じてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 御答弁ありがとうございました。ぜひ適切な配慮をお願いいたします。

次に、生産性向上への取組についてということで質問させていただきます。

品確法では、公共工事の品質確保に当たっては、調査等施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるよう配慮されなければならないとしています。すなわち、公共工事等の監督及び検査、並びに施工状況等の確認及び評価に当たって、情報通信技術の活用を図るということになります。

工事現場では、施工の段階ごとに設計どおりにできているのか確認が必要であり、特に不可視部分、要は見えなくなる部分については、施工完了後には現場確認ができません。現場管理として写真等で記録することになっておりますが、発注者やコンサル等の立会いを必要とする場合もあります。また、現場で不測の状況が発生した場合にも立会いが必要になる場合もあります。現場立会いによる確認は最善ではありますが、それは現場の手待ち状況を招いて時間的なロスも発生いたします。最終的には工期を圧迫することにもつながりかねません。このような場合に情報通信技術を活用することにより、発注者が現場に出向くことなく施工状況を確認できるため、施工業者の手待ち、手戻りもすることなくスムーズに施工ができ、発注者・受注者ともに生産性が向上するものと考えられます。

そこで、都市整備部長にお尋ねします。

当市において、情報通信技術の活用について今どのようなことを行われているのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 行政区域の狭い瑞穂市内での発注工事では、いわゆるICTを活用するまでもなく現地の立会い、調査・確認、工事段階ごとの立会いを原則としておりますので、それ以外、協議・届出書類等はメールによる受渡し等を行っているところでございます。

今年は特に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためや、県内で発生した7月豪雨による道路・河川の被災箇所への早期復旧対策に当たるため、現場まで移動距離・移動時間の短縮を含

め、Z o o m等を利用したリモート会議が国だとか県の工事等で活用されている、そういった場面を見る機会がございました。現時点では、市では特段その取組を必要とすることはないと思っておりますが、現場までの移動距離が長くなる、その時間短縮によりその効率化を図り、新型コロナウイルス感染症対策としてI C Tの活用は有効であると考えております。

また、違った点から現場のほうを見てますと、生産性の向上といった点では、I C T機器を使った測量作業や建設機械運転の自動化などが進んでおりまして、工事現場での現場作業員が大幅に減った工事現場を見ますと、建設業の現場では急速なI C T化が進んでいると、生産性向上に努めてみえる姿も拝見しておるところでございます。市発注工事では、配置技術者の複数工事の兼任を認めるなど柔軟な対応を採用したりするなど、技術者配置要件の合理化にも取り組んでいるところでございます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

ぜひ発注者、受注者ともに生産性が向上するようなやり方を今後進めていただければと思います。いざ災害が起きたときには、やはり頼れるのは地元建設業者の皆さんになります。やはり、災害が起きたときに他市町の建設業者さんにはお願いできないと思います。そちらも同じような災害が起きているということで、やはり頼れるのは地元業者と。そういうことから、平素のインフラ整備と災害時の緊急対応の充実強化のために、ぜひ地元建設業者に配慮した官工事の受注機会の確保への配慮をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、新型コロナウイルスの関連における高齢者のコロナフレイルということへの対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、今や第3波の到来で感染者数が非常に増加しております。なかなか終わりの見えない、そんな状況になっております。そういう中で、お年寄りが感染を恐れて自宅に閉じ籠もりがちで暮らしが長く続くと、身体機能や認知機能が低下して要介護の一手前のフレイルの状態に陥り、この状態が長く続くと介護が必要になる可能性が高くなります。

東京大高齢社会総合研究機構の調査によりますと、本格的なコロナ流行前に比べると、高齢者が外出して体を動かしたり人と触れ合ったりする機会が減っていることが明らかになっていきます。この状態が続くと、来年以降コロナフレイルが顕在化するおそれがあると指摘しております。

コロナ以前には、サロンとかカフェとかいった、いわゆるお年寄りや孤立しがちな人などが公民館やコミュニティセンター等に集まり、健康体操や脳トレ、レクリエーションなどの介護予防教室が盛んに行われておりました。しかし、今年になり、コロナ禍で活動停止を余儀なく

されております。当市では7月以降徐々に再開はされておりますが、コロナ以前に比べると、サロンでは34団体のうち14団体が本年度は休止されておるといことです。また、参加者数も全体的には減少しているように見えます。

私に関わっているくつろぎカフェにおいても、11月から再開しましたが、参加者数はコロナ前の3分の1から2分の1程度と減少しております。再開を心待ちにされている方もいる反面、体力や気力が減退したり家族から止められている方など、参加できない方も非常に多くなっております。

高齢者が集まり、触れ合いを持ちながら健康体操や脳トレをすることは、介護予防には欠かせないことでもあります。なかなか終息が見えないコロナ禍の中、多くの高齢者が地域の介護予防の集まりに参加できない状況で、コロナフレイル対策をいかにしていくのか。先ほどの機構の報告によりまして、新たな生活様式に合わせた健康づくりを全国の自治体が責任を持って進めることが必要だと訴えております。本市としても早急に取り組むべき重要な課題であると考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。

このままでは、来年度は要介護者が急増し、介護関連費用は膨大なものになってしまいます。コロナ禍での新たな生活様式に合わせた健康づくりについて、待ったなしの具体的なコロナフレイル対策のお考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの森議員の御質問についてお答えをいたします。

6月議会においても、森議員のほうから高齢者の介護予防に関する御質問をいただいております。議員御指摘のとおりコロナ禍における外出自粛により、虚弱、いわゆるフレイルの状態に陥ることが全国的に懸念されております。お見込みのとおりでございます。

実際に、コロナ禍以前に比べまして体力が落ちたという意見も聞こえてきておりますし、コロナの終息が見えてこない状況下におきまして、高齢者のフレイル対策が急務であるということにつきましては、私どもも認識をしておるところでございます。

まず、コロナ禍において、市としてこれまで行ってきた高齢者のフレイル予防対策について、また今後予定している対策の2点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、令和2年3月には、一般介護予防事業など全ての事業を一旦中止とさせていただきますでしたが、この感染拡大当初から、市では事業中止によりフレイルに陥ることを懸念しておりました。そこで、今までの事業内容に代わる事業として、委託事業でございますが、通いの場としての介護予防事業を訪問型へ仕様を変更して実施をいたしました。事業の内容としては、セラバンドという体操用具のような使えるゴムバンドを、該当する高齢者宅を訪問して配付し、日常的な運動を自宅で行えるように運動方法等々の説明をして回りました。

また、このほかに在宅介護支援センターのコロナ禍における追加事業といたしまして、通常の訪問頻度に関係なく対象者宅を随時訪問し、訪問時には自宅でする簡単な運動メニューを記載したチラシを配り、生活状況の把握とともに自宅での運動を促してまいりました。この在宅介護支援センターの追加訪問につきましては、10月にも第2弾として実施をいたしまして、自宅でする運動を掲載した令和3年用のカレンダーを訪問して配付しております。

なお、一般介護予防事業につきましては、今ほど議員の御指摘のとおり7月より徹底した感染予防対策を施しまして、人数制限、また会場変更等により再開をして、一部継続実施しております。さらに、自宅での運動を促す目的で、自宅のパソコンやスマートフォンで運動動画を閲覧できるように、座ったままできるにこにこ健康体操と称しました動画を作成いたしまして、市のホームページにバナーで掲載をしております。

さて、そこで今後の取組ということになりますが、介護予防・フレイル予防事業の一環として、2点ほどお話をさせていただきます。

まず1点目は、先にお答えをいたしました座ってできるにこにこ健康体操につきまして、自宅で健康体操動画を閲覧する環境がない方、インターネット等で見られない方もお見えになると思いますので、作成した動画の内容を落とし込んだチラシを作成し、また該当する高齢者の方へ配付をしていきたいと考えております。さらに、動画をDVDに複写いたしまして、サロンなどの事業で広くPRをいたしまして、自宅などでの積極的な運動を促していきたいというふうに考えております。

2点目につきましては、運動指導士などを各地区の公民館やサロンなどに派遣をいたしまして、さきのにこにこ健康体操など、その他フレイル予防に効果のある運動などを広めていくような事業を考えておまして、これにつきましては、新年度に展開できるように準備を進めております。ちなみに、厚労省の概算要求では、介護予防・フレイル予防そのものだけでは特に大きな増額はございませんでしたが、健康づくりや保健事業との一体的な推進の方向づけというところで概算要求額の増額がございましたので、それも考えていきたいというふうに考えております。

こういったように、市としては様々な仕掛けを考えておるつもりでございますが、実際に活用されなければ効果がございません。特に、コロナ禍で外出自粛が続くことによりまして、体力が低下し虚弱になってしまうという危機感を高齢者の方にも持っていただくことが重要であるとも考えておりますので、見守り訪問などの際に日頃の運動の重要性をまめに周知してまいりたいというふうに考えております。そこで、今後は、地域で立ち上がっている地域支え合い推進会議などでコロナ禍の高齢者の見守り方法などを話し合ってください、地域での高齢者一人一人の見守り活動を推進していければよいなあというふうに考えております。もちろん、市といたしましても積極的に地域に出向きまして、社会福祉協議会とともに連携しながら、地域



の皆さんと一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7 番（森 清一君） 御答弁ありがとうございました。

私もいろいろと活動をする中で、やはり質問をするんです、参加者に。そうすると、自宅で運動をやっている方という、三、四十人中二、三人。やっぱり一人ではなかなか運動・体操ができないというのが現実なんですね。いつも質問するんです。なかなか一人ではできない、みんながおるからやれるんだという。やっぱり人と人との触れ合いというのが介護予防には非常に重要な要素になっているという、そういうふうに思っています。

ですから、先ほどおっしゃいましたリモートによる人と人との触れ合いができるような環境、そういう方向で健康福祉部、市のほうで何か考えていただければありがたいのかなど。人と人との触れ合いというのは一番大事だと思いますので、ぜひそのようなことを考えていただきたいなと思います。

一応、今日は大きく 2 点質問させていただきましたが、時間もまだありますけれども、これで終わります。

○議長（庄田昭人君） 7 番 森清一君の質問を終わります。

以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

---

### 日程第 3 議案第 85 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第 3、議案第 85 号 令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

提出議案について、提出理由の説明を求めます。

市長 森和之。

○市長（森 和之君） それでは、1 件の追加提案について説明をさせていただきます。

議案第 85 号 令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 9 号）についてであります。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,344 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 266 億 5,363 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、民生費の臨時福祉給付金等給付費として、独り親世帯の方への臨時特別給付金を支給する費用を 3,344 万 9,000 円増額するものです。

歳入では、国庫支出金、社会福祉費補助金を 3,344 万 9,000 円増額するものであります。

以上、1 件の追加議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 5 時05分

再開 午後 5 時54分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議案となっております議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第85号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対ボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第85号を採決します。

議案第85号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました議案第85号について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。ありがとうございました。

散会 午後5時57分

